

はじめに

ふじみ野市は、平成30年3月に「第2期ふじみ野市環境基本計画・前期行動計画」を策定し、本計画の環境像である“みんなではぐくむ 緑豊かな住みよいまち ふじみ野”を目指し、様々な施策を展開してまいりました。

一方、近年の世界を取り巻く環境は深刻なものとなっており、二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化により、世界の多くの地域で気候変動による異常気象が発生し大きな問題となっております。日本国内においても近年では観測史上稀にみる猛暑が毎年のように発生し、豪雨災害や洪水による被害が多く発生している状況にあります。このまま何も対策をせず地球温暖化が進んだ場合、今世紀末には産業革命以前と比べ最大で平均気温が5度近くまで上昇するとの報告もあります。

こうした状況は、私たちの安全・安心な生活に大きな影響を及ぼすものであり、温室効果ガスの排出量削減が喫緊の課題となっております。

今私たちにできることは、ふじみ野市の豊かな自然の恩恵を享受するとともに、一人ひとりが強い使命感を持ち、身近な自然環境、地球環境を守るための行動を起こし、未来に引き継いでゆくことであると考えております。

こうした中、「第2期ふじみ野市環境基本計画・後期行動計画」では、持続可能な開発目標であるSDGsの視点を取り入れ「学びと協働の推進」「脱炭素社会の推進」「環境負荷の少ない循環型社会の構築」「環境にやさしいまちづくりの推進」「自然と調和した環境づくりの推進」の5つを基本方針（施策の柱）として掲げると同時に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和32（2050）年における二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標を掲げました。

本計画実現に向けては、市のみならず市民の皆様や事業者の方との協働・連携が重要となることから、引き続き環境施策に対するご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました環境審議会の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただいた市民、市内事業者の皆様並びに貴重なご意見、ご提案いただきました多くの方々に対しまして、心より感謝申し上げます。



令和5年3月

ふじみ野市長 高畑 博

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の役割と目的.....	3
第3節 計画の位置付け.....	4
第4節 市・市民・環境活動団体及び事業者の基本的な役割.....	5
(1) 市.....	5
(2) 市民.....	5
(3) 環境活動団体.....	5
(4) 事業者.....	5
第5節 計画の基本的事項.....	6
(1) 対象地域.....	6
(2) 対象とする環境の範囲.....	6
(3) 計画の期間.....	6
第6節 計画の策定体制と策定経過.....	7
(1) ふじみ野市環境審議会.....	7
(2) ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議.....	7
(3) 市民等アンケート調査.....	7
第2章 ふじみ野市の環境特性	8
第1節 本市の概要.....	8
(1) 本市の地域特性.....	8
(2) 本市の人口.....	9
(3) 今後の人口推移.....	9
(4) 土地利用状況.....	10
(5) 緑地面積.....	11
第2節 本市の環境.....	12
(1) 気象環境.....	12
(2) 生活環境.....	15
第3章 ふじみ野市の環境課題	26
第1節 市民アンケート調査から見るふじみ野市の環境課題.....	26
第2節 市民アンケート調査結果の概要.....	29
第3節 市民アンケート調査結果の考察.....	29
第4節 市民アンケート調査結果による課題.....	30
第5節 「第2期ふじみ野市環境基本計画・前期行動計画」の進捗状況.....	31
第4章 市の目指す環境の姿	38
第1節 第2期ふじみ野市環境基本計画の環境像.....	38
(1) 基本理念.....	38
(2) 基本方針.....	38

(3) 環境像	39
第2節 計画の基本的な方針	40
(1) 施策の柱1 学びと協働の推進	40
(2) 施策の柱2 脱炭素社会の推進	40
(3) 施策の柱3 環境負荷の少ない循環型社会の構築	40
(4) 施策の柱4 環境にやさしいまちづくりの推進	40
(5) 施策の柱5 自然と調和した環境づくりの推進	40
第3節 施策の体系	41
第5章 施策の展開	42
第1節 施策の柱1 学びと協働の推進	42
1-1 環境学習の場や機会づくり	42
1-2 協働による環境事業の推進	45
1-3 環境情報の提供	47
第2節 施策の柱2 脱炭素社会の推進	50
2-1 温室効果ガス削減の推進	50
2-2 再生可能エネルギーの導入拡大	53
第3節 施策の柱3 環境負荷の少ない循環型社会の構築	55
3-1 環境負荷の少ないまちづくり	55
3-2 地域からの循環型社会づくり	59
第4節 施策の柱4 環境にやさしいまちづくりの推進	63
4-1 快適な環境のまちづくり	63
4-2 安全・安心で環境にやさしいまちづくり	69
第5節 施策の柱5 自然と調和した環境づくりの推進	73
5-1 自然環境の保全・再生	73
第6章 計画の推進・進行管理	81
第1節 計画の推進	81
(1) ふじみ野市環境審議会	81
(2) ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議	81
(3) 関係機関及び関係団体などとの連携	81
(4) 広域的な連携	81
第2節 計画の評価	82
第3節 計画の進行管理	82
第7章 地球温暖化対策（ふじみ野市地球温暖化対策実行計画）	83
第1節 基本的事項（事務事業編・区域施策編 共通）	83
(1) 地球温暖化のメカニズム	83
(2) 地球温暖化の影響	84
(3) 近年の温暖化への取組	85
(4) 計画の位置付け及び策定方法	87

(5) 対象とする範囲	88
(6) 計画期間	88
(7) 対象となる温室効果ガス	89
(8) 温室効果ガスの排出量の算定方法	90
第2節 温室効果ガス排出量の現状	91
(1) 温室効果ガス排出量の推移と現状（事務事業編）	91
(2) 温室効果ガス排出量の推移と現状（区域施策編）	95
第3節 温室効果ガス排出量の内訳	97
(1) 事務事業編の内訳	97
(2) 区域施策編の内訳	98
第4節 温室効果ガス排出量の比較	99
(1) 事務事業編の比較	99
(2) 区域施策編の比較	101
第5節 ふじみ野市の温室効果ガス削減目標値の設定	104
(1) 事務事業編における削減目標	104
(2) 区域施策編における削減目標	105
第6節 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組	106
(1) 事務事業編における取組	106
(2) 区域施策編における取組	108
資料編	113
1 ふじみ野市環境基本条例	114
2 ふじみ野市環境審議会規則	121
3 計画策定の経過	122
4 諮問文	124
5 答申文	125
6 区域施策編の対策（参考：国マニュアルより抜粋）	126
(1) 産業部門	126
(2) 業務その他部門	127
(3) 家庭部門	130
(4) 運輸部門	131
(5) 非エネルギー部門	131
(6) メタン・一酸化二窒素に関する対策・施策の削減効果	132
7 家庭における温暖化対策（参考：JCCCA ホームページより抜粋）	133
8 施策展開と行動指標	135
9 用語集	136
第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1

第2節	計画の役割と目的	3
第3節	計画の位置付け	4
第4節	市・市民・環境活動団体及び事業者の基本的な役割	5
	(1) 市	5
	(2) 市民	5
	(3) 環境活動団体	5
	(4) 事業者	5
第5節	計画の基本的事項	6
	(1) 対象地域	6
	(2) 対象とする環境の範囲	6
	(3) 計画の期間	6
第6節	計画の策定体制と策定経過	7
	(1) ふじみ野市環境審議会	7
	(2) ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議	7
	(3) 市民等アンケート調査	7
第2章	ふじみ野市の環境特性	8
第1節	本市の概要	8
	(1) 本市の地域特性	8
	(2) 本市の人口	9
	(3) 今後の人口推移	9
	(4) 土地利用状況	10
	(5) 緑地面積	11
第2節	本市の環境	12
	(1) 気象環境	12
	(2) 生活環境	15
第3章	ふじみ野市の環境課題	26
第1節	市民アンケート調査から見るふじみ野市の環境課題	26
第2節	市民アンケート調査結果の概要	29
第3節	市民アンケート調査結果の考察	29
第4節	市民アンケート調査結果による課題	30
第5節	「第2期ふじみ野市環境基本計画・前期行動計画」の進捗状況	31
第4章	市の目指す環境の姿	38
第1節	第2期ふじみ野市環境基本計画の環境像	38
	(1) 基本理念	38
	(2) 基本方針	38
	(3) 環境像	39
第2節	計画の基本的な方針	40
	(1) 施策の柱1 学びと協働の推進	40

(2) 施策の柱2 脱炭素社会の推進.....	40
(3) 施策の柱3 環境負荷の少ない循環型社会の構築.....	40
(4) 施策の柱4 環境にやさしいまちづくりの推進.....	40
(5) 施策の柱5 自然と調和した環境づくりの推進.....	40
第3節 施策の体系.....	41
第5章 施策の展開.....	42
第1節 施策の柱1 学びと協働の推進.....	42
1-1 環境学習の場や機会づくり.....	42
1-2 協働による環境事業の推進.....	45
1-3 環境情報の提供.....	47
第2節 施策の柱2 脱炭素社会の推進.....	50
2-1 温室効果ガス削減の推進.....	50
2-2 再生可能エネルギーの導入拡大.....	53
第3節 施策の柱3 環境負荷の少ない循環型社会の構築.....	55
3-1 環境負荷の少ないまちづくり.....	55
3-2 地域からの循環型社会づくり.....	59
第4節 施策の柱4 環境にやさしいまちづくりの推進.....	63
4-1 快適な環境のまちづくり.....	63
4-2 安全・安心で環境にやさしいまちづくり.....	69
第5節 施策の柱5 自然と調和した環境づくりの推進.....	73
5-1 自然環境の保全・再生.....	73
第6章 計画の推進・進行管理.....	81
第1節 計画の推進.....	81
(1) ふじみ野市環境審議会.....	81
(2) ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議.....	81
(3) 関係機関及び関係団体などとの連携.....	81
(4) 広域的な連携.....	81
第2節 計画の評価.....	82
第3節 計画の進行管理.....	82
第7章 地球温暖化対策（ふじみ野市地球温暖化対策実行計画）.....	83
第1節 基本的事項（事務事業編・区域施策編 共通）.....	83
(1) 地球温暖化のメカニズム.....	83
(2) 地球温暖化の影響.....	84
(3) 近年の温暖化への取組.....	85
(4) 計画の位置付け及び策定方法.....	87
(5) 対象とする範囲.....	88
(6) 計画期間.....	88
(7) 対象となる温室効果ガス.....	89

(8) 温室効果ガスの排出量の算定方法	90
第2節 温室効果ガス排出量の現状	91
(1) 温室効果ガス排出量の推移と現状（事務事業編）	91
(2) 温室効果ガス排出量の推移と現状（区域施策編）	95
第3節 温室効果ガス排出量の内訳	97
(1) 事務事業編の内訳	97
(2) 区域施策編の内訳	98
第4節 温室効果ガス排出量の比較	99
(1) 事務事業編の比較	99
(2) 区域施策編の比較	101
第5節 ふじみ野市の温室効果ガス削減目標値の設定	104
(1) 事務事業編における削減目標	104
(2) 区域施策編における削減目標	105
第6節 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組	106
(1) 事務事業編における取組	106
(2) 区域施策編における取組	108
資料編	113
1 ふじみ野市環境基本条例	114
2 ふじみ野市環境審議会規則	121
3 計画策定の経過	122
4 諮問文	124
5 答申文	125
6 区域施策編の対策（参考：国マニュアルより抜粋）	127
(1) 産業部門	127
(2) 業務その他部門	129
(3) 家庭部門	131
(4) 運輸部門	133
(5) 非エネルギー部門	134
(6) 横断的施策の削減効果	135
7 家庭における温暖化対策（参考：JCCCA ホームページより抜粋）	136
8 施策展開と行動指標	138
9 用語集	139

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

近年、ふじみ野市では、年々人口が増加する中で宅地化が進み、自然環境や生活環境の保全には、市全体をあげての意識啓発や取組が重要となっています。加えて、私たちの暮らしを、便利さや物の豊かさを優先する生活から、地球に優しい生活へ変えていく必要があり、そのためには、すべての資源を有効に活かす循環型社会へ転換していかなければなりません。私たちの日常生活や日々の事業活動に起因する環境問題に対して、私たち一人ひとりが環境を保全する視点に立って行動することが求められています。

こうした中、国際的な動向を見ると、地球規模での温暖化問題が顕在化し、国連において「気候変動に関する国際連合枠組条約」が平成4（1992）年に採択され、その後、温室効果ガス削減の目標について法的拘束力のある「京都議定書」に基づく取組など、国際的な取組が進められてきました。

平成27（2015）年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では産業革命以前からの世界の気温上昇を2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満に収まるよう努力することを目的とし、すべての締約国の参加による令和2（2020）年以降の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択され、平成30（2018）年には国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）において、パリ協定の実施に向けたガイドラインが採択されました。さらに、令和3（2021）年10月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、「パリ協定」から一步踏み込んだ、気温上昇は2℃を十分に下回る水準に抑制し、1.5℃に抑える努力を追求するといった内容を盛り込んだ「グラスゴー気候合意」が採択されました。

また、令和元（2019）年に開催された大阪サミットでは、現在、世界全体で年間数百万トンを超える量のプラスチックが海洋に流出していると推計されている海洋プラスチックごみによる追加的な汚染を令和32（2050）年までにゼロにまで削減することを目指すことが共有されました。

世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、経済が停滞する中、気候変動を抑え生態系を守りながら経済回復を目指す「グリーンリカバリー」の動きも世界的に広がっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国内の動向においては、令和 2（2020）年第 203 回国会の菅内閣総理大臣の所信表明演説において、脱炭素社会の実現に向けて、令和 32（2050）年にカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、経済産業省では、グリーン成長戦略が策定され、地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも成長の機会と捉える時代に突入したと位置付け、積極的に地球温暖化対策を実施することが示され、自動車産業においても、2030 年代半ばまでに脱ガソリン車へ向かうことが検討されています。

また、近年あらゆるごみについて、ごみの排出量の増大や質の多様化が進み、循環型社会への転換が求められている中、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）の改正、各種リサイクル法の制定など、循環型社会の形成を目指して法の整備が進められてきました。平成 27（2015）年に国連総会において、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことにより、廃棄物施策を大きく進めるきっかけとなり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）の公布や「プラスチック資源循環戦略」の策定が行われるなど、国内での取組が加速化しており、日本は、2050 年カーボンニュートラルの達成に向け、市町村を含むあらゆる主体による、プラスチックの資源循環を加速するなどの取組の推進が求められています。

また、教育の分野においても、持続可能な社会を目指し、新学習指導要領（平成 29・30・31 年改訂）の総則には「持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と明記され、次世代に対する取組も広がっています。

こうした状況の中、本市においても、ふじみ野市環境基本条例の目的である「快適で良好な環境の確保」を総合的かつ計画的に推進し、市域から排出される温室効果ガスを削減・抑制するなど、より良い環境づくりのため、市民・事業者・環境活動団体及び市の協働による事業を推進してきました。

令和 5（2023）年度から始まる「第 2 期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）」を策定するにあたり、本市として、令和 32（2050）年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言」を令和 4（2022）年 10 月 1 日に行いました。

コラム

■SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、持続可能な開発目標のことで、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

第2節

計画の役割と目的

市では、現在及び将来の市民が健康で安全・安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的として平成19(2007)年3月に「ふじみ野市環境基本条例」を制定しました。

そして、この計画は本条例の第3条に掲げられた3つの基本理念を踏まえ、同条例第9条及び第10条に基づき策定されるもので、望ましい環境像、施策の柱及び市民・事業者・市の役割を明確にするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する取組を推進するための行動の指針となるものです。

また、国の動向や埼玉県の環境基本計画等と整合を図り、併せて「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」をはじめ、他の関連する個別計画との整合・連携を図り、各種施策を環境面から支えるための計画としても位置付けるものです。

【ふじみ野市環境基本条例 第3条・第9条・第10条】

(基本理念)

第3条 快適で良好な環境の確保は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全は、快適で良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行うものとする。
- (2) 快適で良好な環境の確保は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、市、市民及び事業者すべての者が公正かつ適切な役割分担の下、協働して積極的に行うものとする。
- (3) 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、地域の環境が地球環境に深く関わることをすべての者が自らの問題として認識し、社会経済活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に推進するものとする。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ふじみ野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 快適で良好な環境の確保に関する長期目標及び総合的な施策の基本的な方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるとともに、第29条第1項に規定するふじみ野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

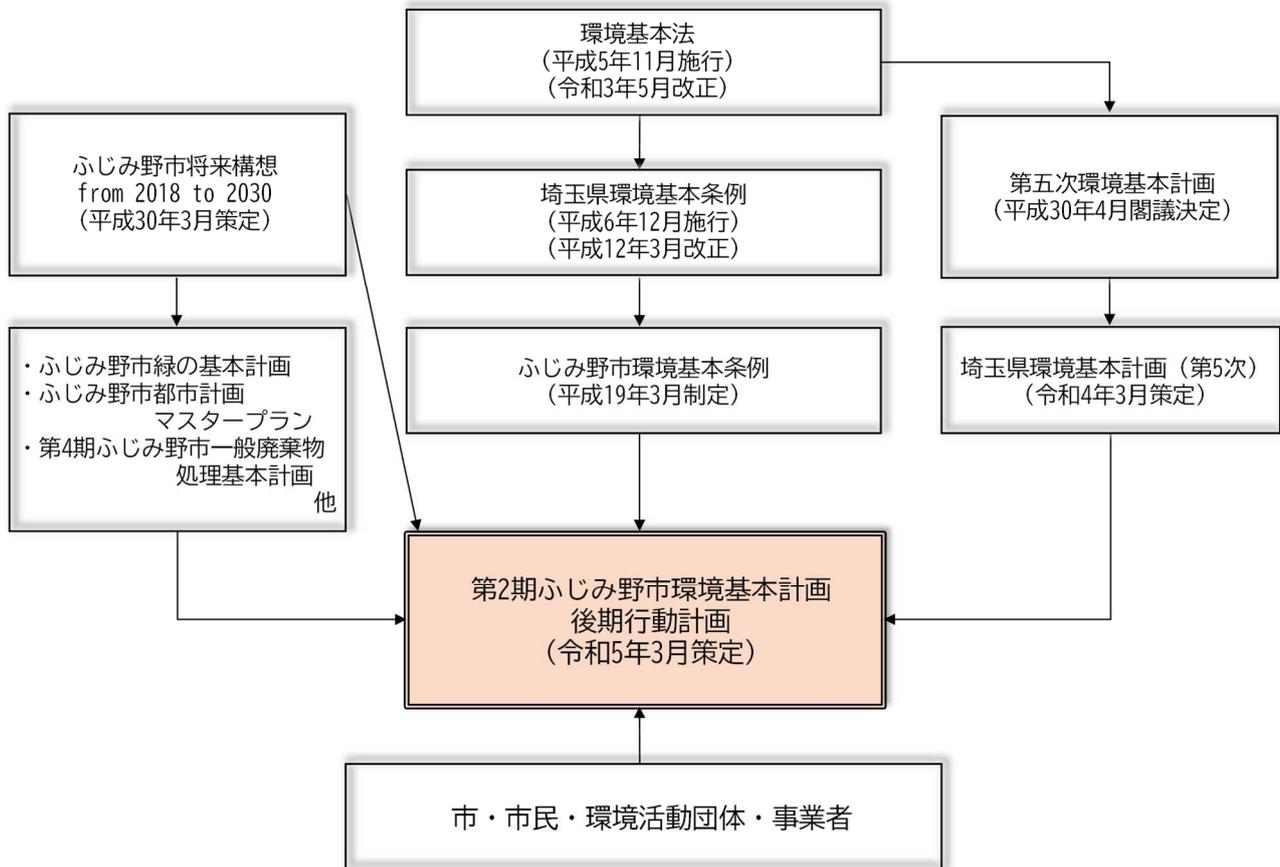
(環境行動計画の策定)

第10条 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進し、市、市民及び事業者が快適で良好な環境の確保に資する行動をとるため、環境行動計画を策定するものとする。

第3節

計画の位置付け

本計画は、ふじみ野市環境基本条例の基本理念を踏まえ、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」や国、埼玉県の間連法・間連条例や間連計画と連携するとともに、市・市民・環境活動団体・事業者の各主体の協力のもと、市の環境に関する事業や施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。



第4節 市・市民・環境活動団体及び事業者の基本的な役割

本市を取り巻く様々な環境を良好な状態として維持していくためには、市はもとより、市民、事業者の自主的、積極的な取組が不可欠となります。市・市民・環境活動団体及び事業者がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら、以下に示すような役割を果たすことが必要です。

【各主体の役割】

(1) 市

市は、市全域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、実施するとともに、自ら行う事業の実施にあたって環境への負荷の低減に積極的に努めます。

また、広域的な取組を必要とする施策においては、国、埼玉県及び他の自治体などと協力して推進に取り組み、市民、環境活動団体及び事業者と協働し、環境保全に努めます。

(2) 市民

市民は、自らの行動によって、快適でうるおいのある豊かな環境を損なうことのないようお互いに配慮し、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めます。

また、市、環境活動団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努め、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。

(3) 環境活動団体

環境活動団体は、市民の先導的な役割を担います。市民が参画できる体制を整備し、環境情報の提供及び活動機会の充実等を図り、市、市民及び事業者と協働し、環境保全に努めます。

(4) 事業者

事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策に努め、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制などにより、環境への負荷を低減します。

さらに、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講じ、公害その他環境の保全と創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもって解決にあたります。

また、市、市民及び環境活動団体と協働し、環境保全に努めます。

第5節

計画の基本的事項

(1) 対象地域

ふじみ野市全域とします。ただし、近隣自治体との連携に配慮します。

(2) 対象とする環境の範囲

計画の対象とする範囲は、次の事項として定めます。

- 市、市民、環境活動団体及び事業者の連携、協働に関すること
- 環境教育、環境学習による人づくりに関すること
- 安全・安心、快適な都市環境に関すること
- 地球環境保全に関すること
- 循環型社会に関すること
- 自然環境に関すること

(3) 計画の期間

本計画は、平成30（2018）年度を初年度に令和9（2027）年度までの10か年計画とします。

なお、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までを前期行動計画、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までを後期行動計画の期間として策定します。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
第2期ふじみ野市環境基本計画（平成30年度～令和9年度）					第3期ふじみ野市環境基本計画（令和10年度～令和19年度）							
後期行動計画（令和5年度～令和9年度）					前期行動計画（令和10年度～令和14年度）				後期行動計画（令和15年度～令和19年度）			
ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 基本構想（平成30年度～令和12年度）								次期計画				
前期基本計画（平成30年度～令和5年度）	後期基本計画（令和6年度～令和12年度）							次期計画				
ふじみ野市都市計画マスタープラン（令和2年度～令和21年度）												
第4期ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画（令和4年度～令和13年度）								次期計画				

第6節 計画の策定体制と策定経過

(1) ふじみ野市環境審議会

環境審議会は、公募により選出された市民、学識経験者、公的機関からの代表、関係団体の代表、市民の代表（自治組織連合会より選出）からなる20名以内の委員で構成しており、第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）の策定について市長からの諮問を受け、●9回にわたる審議・検討を経て、令和5（2023）年●2月に「第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）原案」として取りまとめ、市長に答申を行いました。

(2) ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議

本市における快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ふじみ野市環境基本計画等の施策について検討するため「ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議設置要綱」に基づき、環境基本計画等庁内推進会議を設置しています。

(3) 市民等アンケート調査

令和3（2021）年11月に、18歳以上の市民2,000人、市内事業所200社、市内小・中学生（小学5年生と中学2年生）636人を対象に、環境への取組や、市、市民との協働の可能性などについてのアンケート調査を実施しました。回答状況は下表のとおりです。

◎調査票の回収数

対 象	配布数	有効回収数	有効回収率
市民	2,000 件	769 件	38.5%
小・中学生	636 件	573 件	90.1%
小学生	427 件	386 件	90.4%
中学生	209 件	187 件	89.5%
事業所	200 件	52 件	26.0%

第2章 ふじみ野市の環境特性

第1節 本市の概要

(1) 本市の地域特性

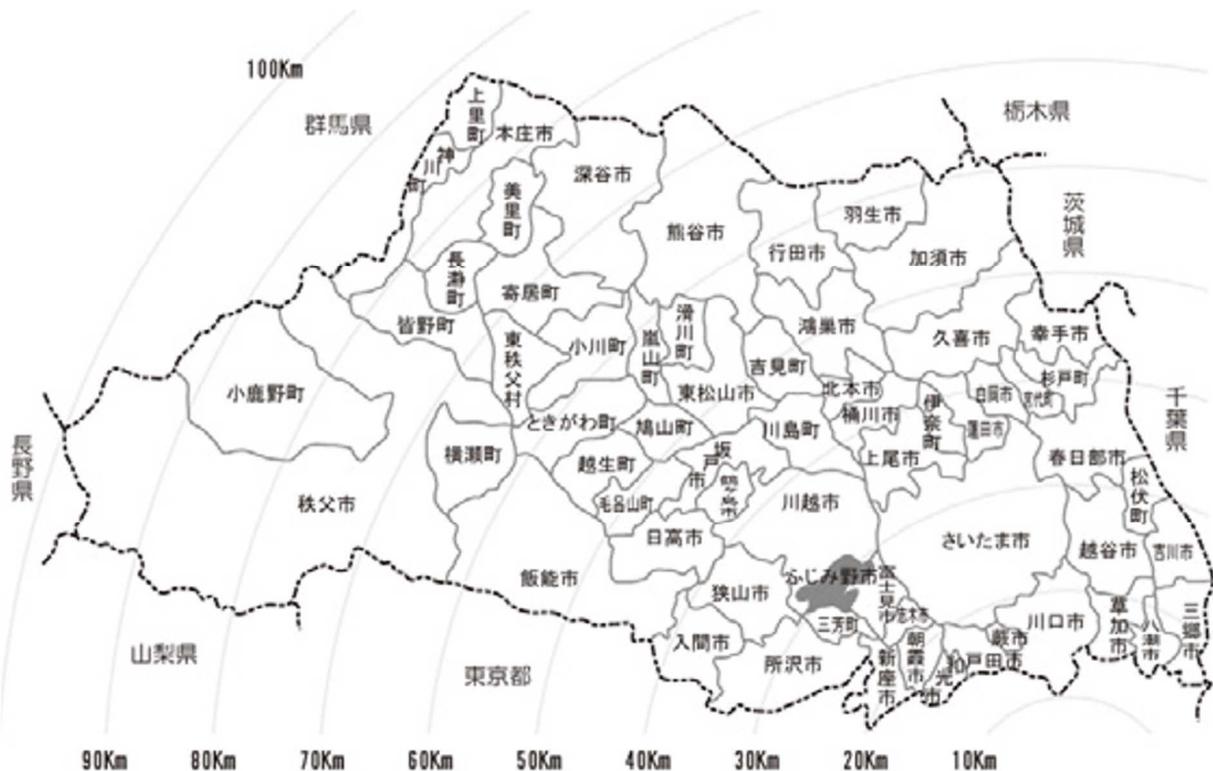
本市は、埼玉県の南西部、東経 139 度 31 分 11 秒、北緯 35 度 52 分 46 秒、海拔の最高は 49m（亀久保八丁付近）、最低 6m（旧埼玉県立福岡高等学校周辺）、都心から 30km 圏内、さいたま新都心から約 10km に位置し、東西が約 7.5km、南北が約 6 km、面積は 14.64km² あり、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接しています。

地形は武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、荒川に向かって西から東へ緩やかに傾斜しているのが特徴です。

地質は関東ローム層で、北部市境に沿って南北に新河岸川が流れており、沿岸には斜面林などの自然環境が残され、周辺地域では水田が広がっているほか、一部は荒川低地にかかっています。また、市の西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が保全されています。

気候は、太平洋側気候で、夏季は高温になり、降雨量も比較的多く、冬季は強い北西の季節風が吹き、晴天の日が多いのが特徴です。

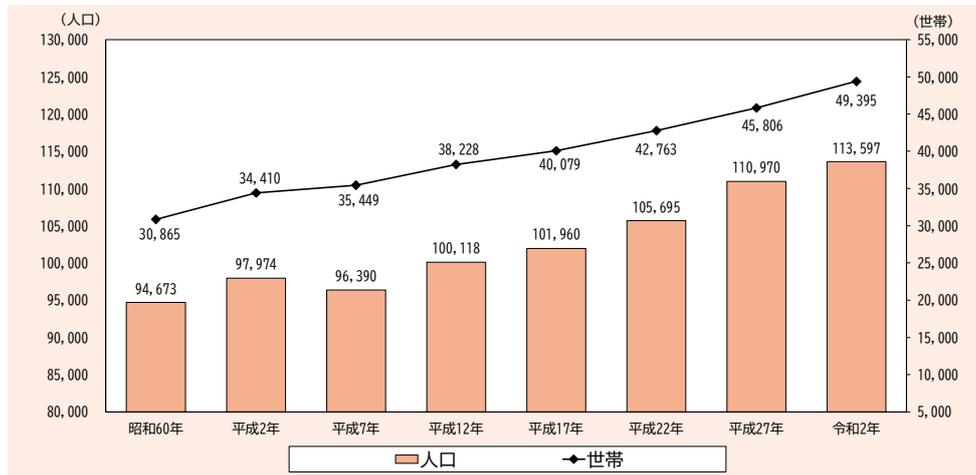
交通は東部には一般国道 254 号バイパス（富士見川越バイパス）が、西部には関越自動車道が、ほぼ中央には一般国道 254 号（川越街道）が、それぞれ市を南北に貫いています。また、これらの道路と並行する形で東武東上線が走っており、市内には上福岡駅が立地しているとともに、隣駅には多くの市民も利用する急行停車駅のふじみ野駅があります。



(2) 本市の人口

本市の人口は、令和 2（2020）年の国勢調査で 113,597 人、世帯数は 49,395 世帯となっており、人口、世帯数とも平成 7（1995）年以降、増加傾向となっています。また、昭和 60（1985）年と令和 2（2020）年の人口、世帯数を比較すると、18,924 人、18,530 世帯の増加となっています。

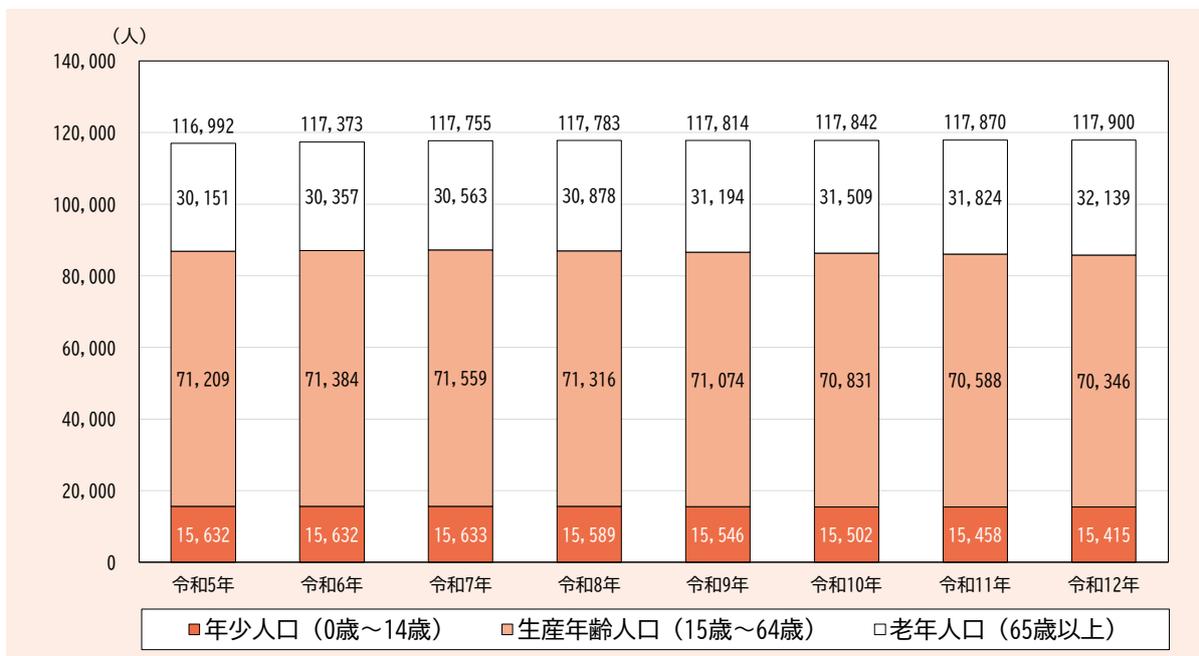
1 世帯あたりの人員は昭和 60（1985）年の 3.07 人から令和 2（2020）年では 2.30 人と約 0.77 人減少しており、昭和 60（1985）年以降減少傾向となっています。



資料：国勢調査

(3) 今後の人口推移

人口推計の結果では、今後も人口はゆるやかに増加傾向となり、令和 12（2030）年には 117,900 人になるものと予想されます。その後は減少に転じる見込みとなっています。



資料：ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030

(4) 土地利用状況

本市の総面積は1,464haとなっており、そのうち宅地が約47%を占めています。

地目別面積では、田、畑、山林は減少し、宅地が増加しています。田、畑は平成23(2011)年では310.4haでしたが、令和2(2020)年では283haと27.4ha減少しています。

地目別の土地面積 (ha)

年次	田	畑	宅地	山林	雑種地	池沼・その他	合計
平成23年	88.6	221.8	631.5	39.1	116.3	369.7	1,467
平成24年	88.4	218.9	636.3	39.1	114.5	369.7	1,467
平成25年	88.3	215.6	649.2	38.8	107.5	367.3	1,467
平成26年	86.2	213.3	653.5	38.0	108.5	367.2	1,467
平成27年	85.5	211.1	657.8	37.1	108.3	364.2	1,464
平成28年	85.4	208.2	664.7	35.2	106.0	364.5	1,464
平成29年	85.2	206.4	669.7	33.7	104.5	364.5	1,464
平成30年	84.9	203.7	683.2	32.4	113.7	346.1	1,464
令和元年	84.1	201.9	684.7	32.1	119.7	341.4	1,464
令和2年	83.7	199.3	693.8	31.2	114.4	341.7	1,464

※「その他」は道路等公共用地

資料：統計ふじみ野（各年1月1日現在）



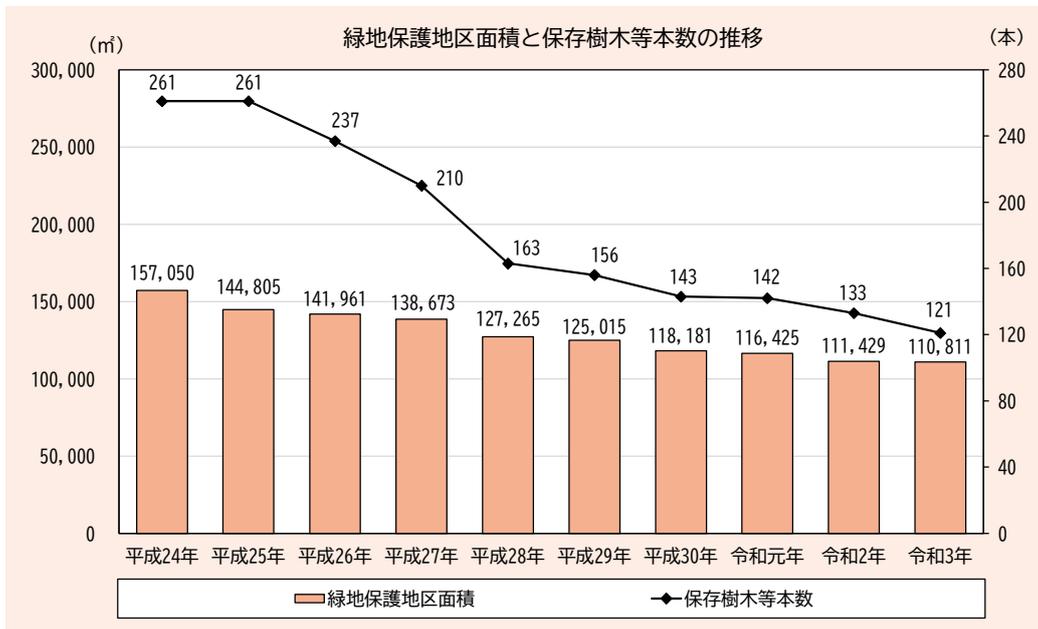
(5) 緑地面積

本市の緑地保護地区の状況は、年々減少しており、令和3（2021）年は地区数 39 箇所、地区面積は 110,811m²、保存樹木等本数は 121 本と大幅に減少しました。

緑地保護地区等の状況（各年3月31日現在）

	緑地保護地区数 (箇所)	緑地保護地区面積 (m ²)	保存樹木等本数 (本)
平成24年	52	157,050	261
平成25年	53	144,805	261
平成26年	50	141,961	237
平成27年	48	138,673	210
平成28年	48	127,265	163
平成29年	48	125,015	156
平成30年	45	118,181	143
令和元年	43	116,425	142
令和2年	39	111,429	133
令和3年	39	110,811	121

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書



第2節 本市の環境

(1) 気象環境

1 気温と降水量

過去5年間の年平均気温は16.0℃となっており、平均気温の推移を見ると、やや上昇傾向にあります。降水量は6月から10月にかけての5か月間が多く、冬季は少ない傾向が見られます。

各年月別平均気温 (℃)

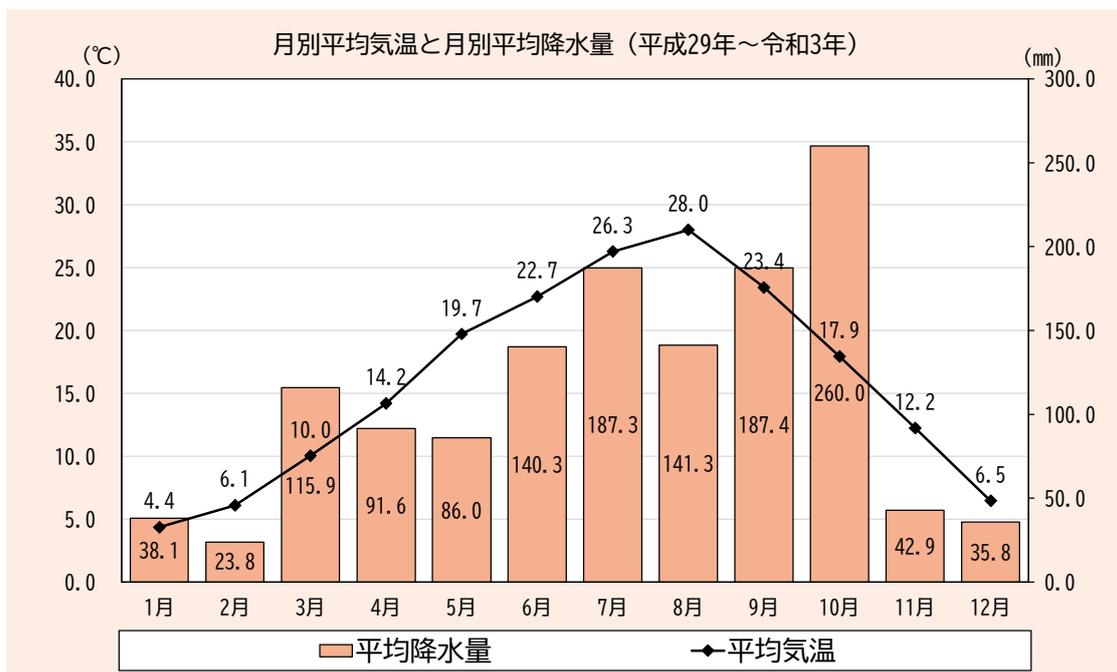
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成29年	4.3	5.8	7.8	14.2	19.9	22.3	27.6	26.3	22.7	16.7	10.5	5.1	15.3
平成30年	3.1	4.4	10.7	16.4	19.8	22.8	28.8	28.2	22.9	18.7	13.2	7.1	16.3
令和元年	4.1	6.2	9.7	13.3	20.0	21.9	24.5	28.5	25.0	19.3	12.4	7.4	16.0
令和2年	6.3	7.2	10.1	12.5	19.5	23.6	24.3	29.4	24.3	17.4	12.8	6.3	16.1
令和3年	4.0	6.9	11.9	14.6	19.4	22.9	26.2	27.6	22.2	17.6	12.3	6.4	16.0
平均気温	4.4	6.1	10.0	14.2	19.7	22.7	26.3	28.0	23.4	17.9	12.2	6.5	16.0

資料：気象庁気象情報統計（アメダス さいたま観測所）

各年月別合計降水量 (mm)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	合計
平成29年	18.0	13.0	70.0	73.0	57.0	61.0	160.0	190.0	148.5	470.0	25.0	10.0	108.0	1,295.5
平成30年	34.5	10.0	194.5	51.5	109.5	91.0	101.0	109.0	307.5	48.5	21.0	30.5	92.4	1,108.5
令和元年	10.5	35.5	101.5	68.0	91.5	217.0	168.0	106.0	151.0	499.0	91.0	34.5	131.1	1,573.5
令和2年	90.5	8.5	82.0	192.5	92.5	184.5	236.0	58.5	164.5	153.0	9.5	2.0	106.2	1,274.0
令和3年	37.0	52.0	131.5	73.0	79.5	148.0	271.5	243.0	165.5	129.5	68.0	102.0	125.0	1,500.5
平均降水量	38.1	23.8	115.9	91.6	86.0	140.3	187.3	141.3	187.4	260.0	42.9	35.8	112.5	1,350.4

資料：気象庁気象情報統計（アメダス さいたま観測所）



2 風速

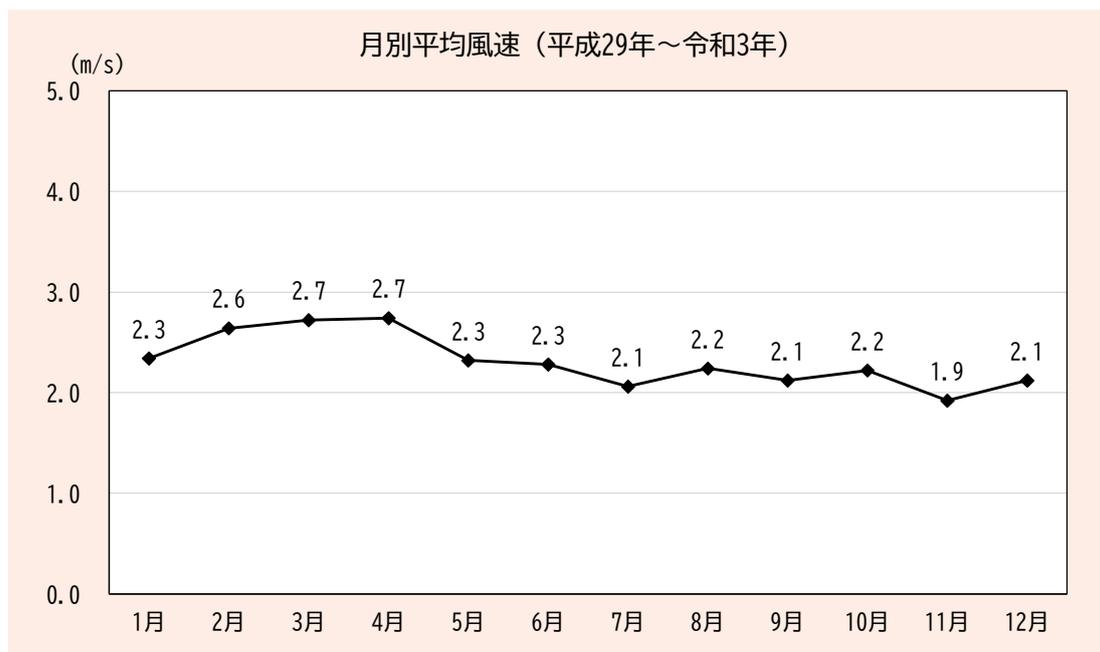
過去5年間における平均風速は、2.3m/sとなっており、年間で見ると、2月から4月にかけて強くなり、夏季は穏やかになります。過去30年間では、概ね2.0m/s前後で推移していましたが、近年平均風速が若干高くなる傾向にあります。

各月別平均風速

(m/s)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	最大風速
平成29年	2.5	3.3	2.7	2.6	2.2	2.5	2.0	2.2	2.1	2.4	2.0	1.9	2.4	14.7
平成30年	2.2	2.0	2.5	2.7	2.3	2.4	2.5	2.7	2.2	2.0	1.7	2.4	2.3	14.6
令和元年	2.8	2.7	2.7	2.8	2.5	2.3	2.0	2.1	2.1	2.4	2.1	2.1	2.4	13.5
令和2年	2.2	2.5	2.8	2.9	2.3	2.2	2.0	2.0	2.3	2.1	2.1	1.8	2.3	17.9
令和3年	2.0	2.7	2.9	2.7	2.3	2.0	1.8	2.2	1.9	2.2	1.7	2.4	2.2	14.1
平均風速	2.3	2.6	2.7	2.7	2.3	2.3	2.1	2.2	2.1	2.2	1.9	2.1	2.3	-

資料：気象庁気象情報統計（アメダス さいたま観測所）



3 日照

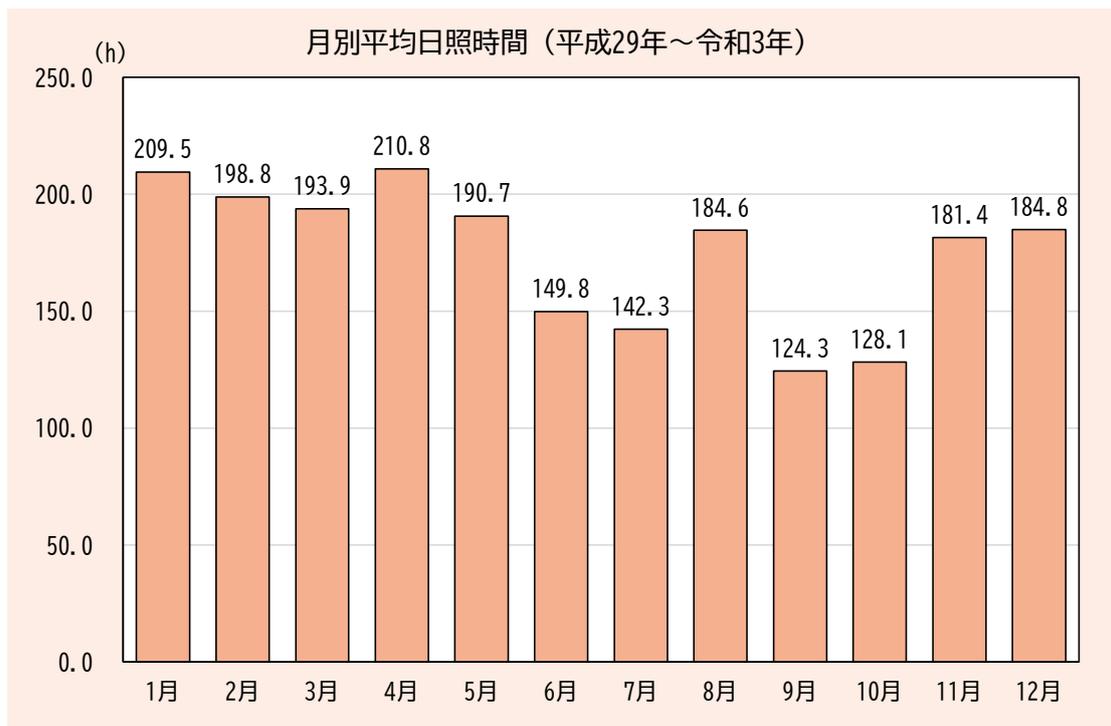
過去5年間の年間合計日照時間は2,099.0時間となっており、月別平均日照時間の推移をみると、1月から5月にかけての日照時間が長い傾向にあります。

各年月別日照時間

(h)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間合計
平成29年	237.7	216.6	198.2	203.3	209.6	162.9	192.5	81.9	147.3	104.0	177.9	229.9	2,161.8
平成30年	217.7	179.2	210.4	205.6	200.5	173.4	223.4	226.1	87.4	147.9	157.0	156.8	2,185.4
令和元年	242.1	155.6	185.2	203.0	220.5	131.7	84.4	184.2	160.8	106.1	185.7	136.6	1,995.9
令和2年	162.8	205.5	192.9	223.8	178.0	146.2	52.6	262.7	112.6	116.8	180.6	189.0	2,023.5
令和3年	187.2	236.9	182.6	218.5	144.8	134.7	158.5	168.1	113.5	165.9	205.8	211.7	2,128.2
月別平均日照時間	209.5	198.8	193.9	210.8	190.7	149.8	142.3	184.6	124.3	128.1	181.4	184.8	2,099.0

資料：気象庁気象情報統計（アメダス さいたま観測所）



(2) 生活環境

1 主要河川の水質

過去 5 年間における主要河川の水質状況は、河川の汚れの指標である BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)、DO (Dissolved Oxygen : 溶存酸素量)、SS (Suspended Solids : 浮遊物質) について、河川類型の指定のある新河岸川 (川崎橋) 及び福岡江川※ (川通橋) については、環境基準を大きく下回っており、良好な状態といえます。

しかし、砂川堀※ (織部橋) の BOD (生物化学的酸素要求量) については、近年基準値を超えている調査結果となっています。

※「福岡江川」(公共下水道福岡江川雨水幹線) 及び「砂川堀」(流域下水道砂川堀雨水幹線) は、河川類型には該当しませんが、参考として測定しています。

市内主要河川の水質調査結果 (mg/L)

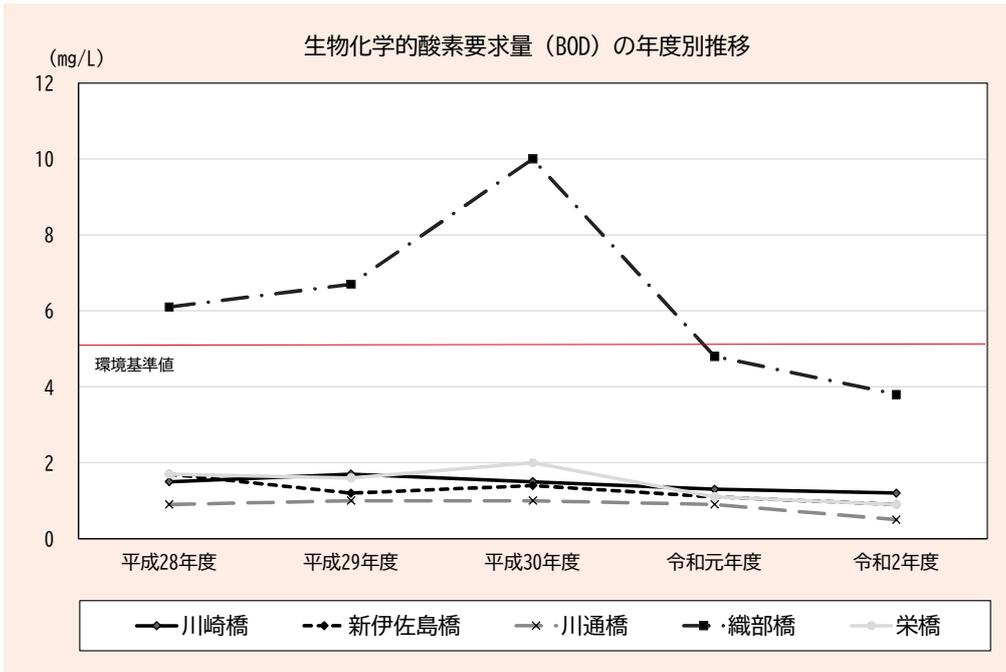
区分	新河岸川 (川崎橋)			福岡江川 (川通橋)			砂川堀 (織部橋)		
	BOD	DO	SS	BOD	DO	SS	BOD	DO	SS
平成28年度	1.5	6.7	13.0	0.9	11.0	2.0	6.1	9.1	5.0
平成29年度	1.7	8.1	10.0	1.0	13.2	6.0	6.7	8.4	6.0
平成30年度	1.5	7.8	12.0	1.0	12.1	2.0	10.0	8.5	9.0
令和元年度	1.3	8.0	15.0	0.9	10.0	2.0	4.8	8.9	5.0
令和2年度	1.2	8.9	7.0	0.5	10.7	2.0	3.8	9.5	4.0

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書

※生活環境の保全に関する環境基準値 C 類型 (日間平均値) (mg/L)

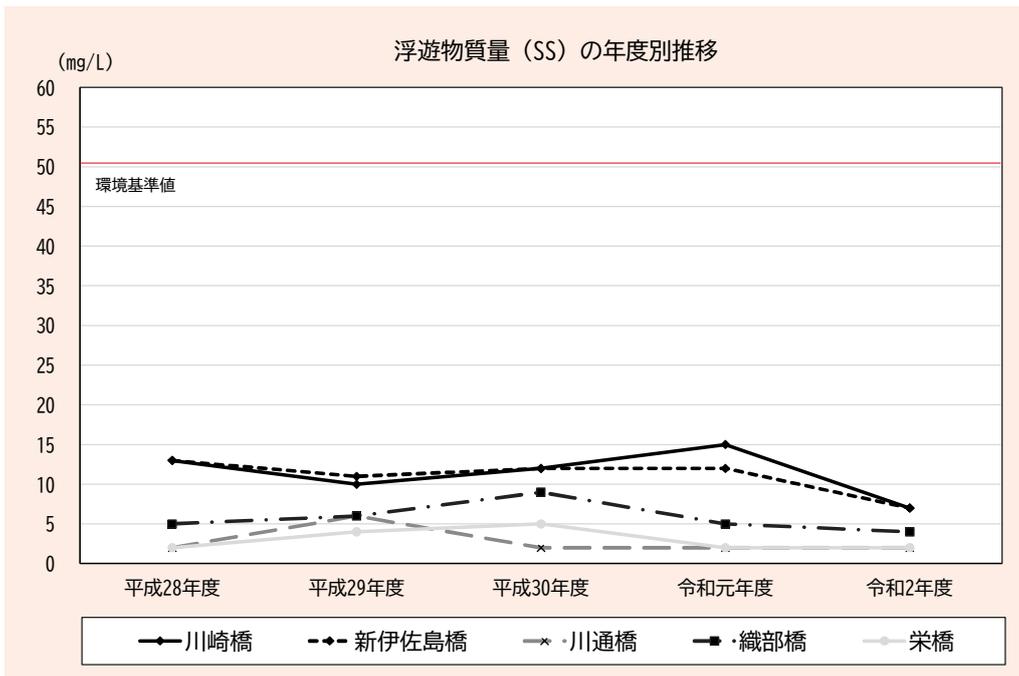
	環境基準適用	環境基準適用外	
	新河岸川 (川崎橋)	福岡江川 (川通橋)	砂川堀 (織部橋)
BOD (生物化学的酸素要求量)	5 以下	5 以下 (参考)	
DO (溶存酸素量)	5 以上	5 以上 (参考)	
SS (浮遊物質)	50 以下	50 以下 (参考)	

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書



※環境基準：5mg/L 以下

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書



※環境基準：50mg/L 以下

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書

2 大気の状態

・一般環境大気測定

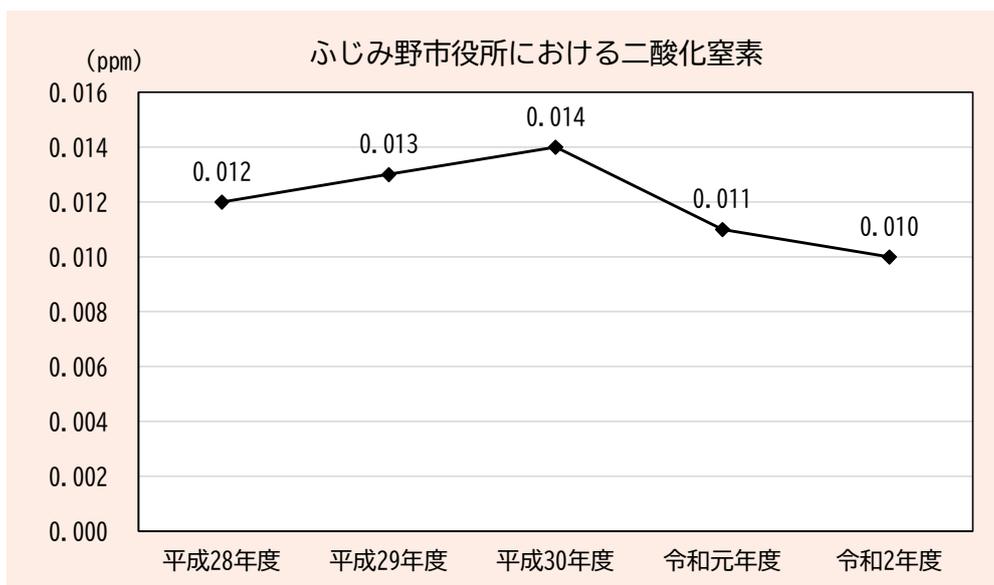
本市の大気測定地点における大気汚染物質は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を下回っています。

測定場所別二酸化窒素の推移（フィルターバジ法による）（ppm）

測定箇所	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ふじみ野市役所	0.012	0.013	0.014	0.011	0.010
さぎの森小学校	0.012	0.013	0.013	0.012	0.011
西中央公園	0.011	0.012	0.012	0.010	0.009
駒西小学校	0.010	0.012	0.012	0.011	0.009
三角小学校	0.011	0.012	0.013	0.011	0.009
東原小学校	0.011	0.012	0.012	0.010	0.009
大井総合福祉センター	0.012	0.013	0.013	0.011	0.010

※環境基準：0.04ppm～0.06ppmの範囲内、または、それ以下。

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書



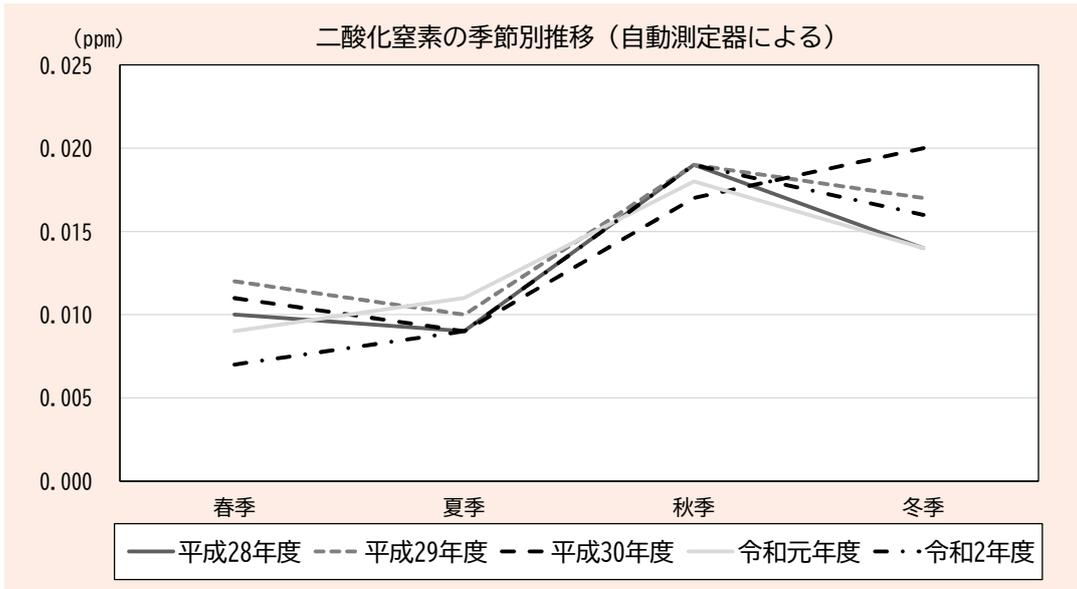
二酸化窒素の季節別推移（自動測定器による）

(ppm)

	春季	夏季	秋季	冬季
平成28年度	0.010	0.009	0.019	0.014
平成29年度	0.012	0.010	0.019	0.017
平成30年度	0.011	0.009	0.017	0.020
令和元年度	0.009	0.011	0.018	0.014
令和2年度	0.007	0.009	0.019	0.016

※環境基準：0.06ppm以下

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書

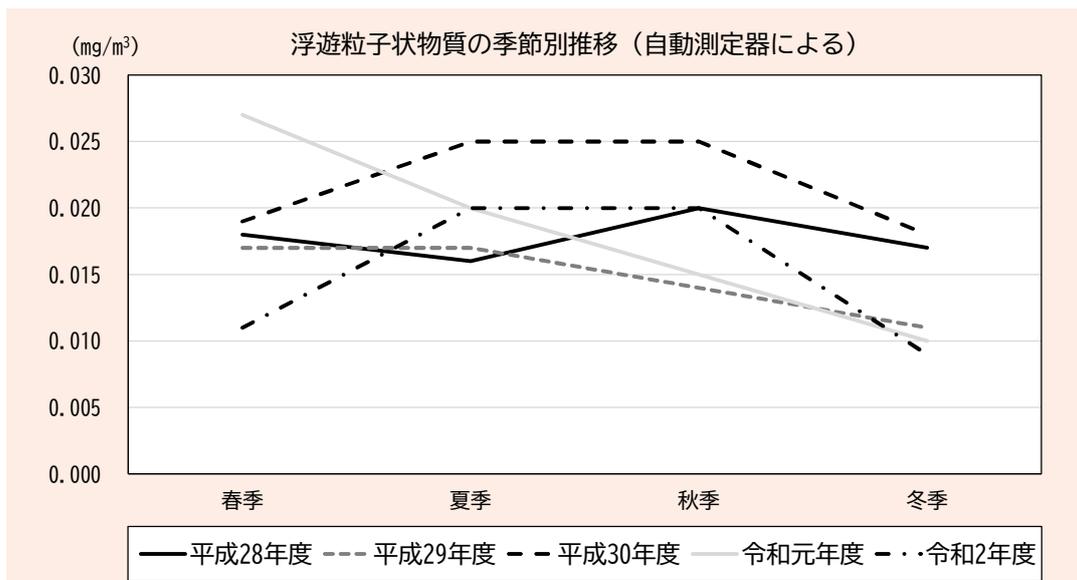


浮遊粒子状物質の季節別推移（自動測定器による） (mg/m³)

	春季	夏季	秋季	冬季
平成28年度	0.018	0.016	0.020	0.017
平成29年度	0.017	0.017	0.014	0.011
平成30年度	0.019	0.025	0.025	0.018
令和元年度	0.027	0.020	0.015	0.010
令和2年度	0.011	0.020	0.020	0.009

※環境基準：0.10mg/m³以下

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書



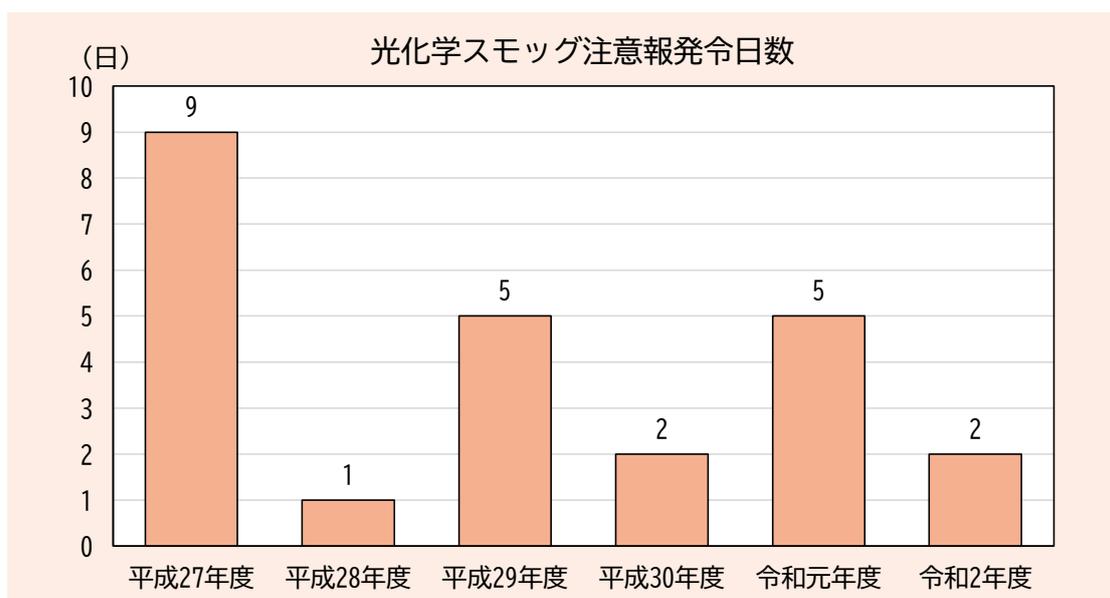
・光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報発令日数は、平成 27（2015）年度は 9 日と多い日数でしたが、それ以降多くて 5 日以下でした。

光化学スモッグ注意報発令日数 (日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
光化学スモッグ注意報発令日数	9	1	5	2	5	2

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書



・ダイオキシン類（大気・土壌）濃度

ダイオキシン類の大気調査では、令和 2（2020）年度の平均値で、ふじみ野市運動公園は 0.016pg-TEQ/m³、ふじみ野市役所は 0.015pg-TEQ/m³となっております。

また、令和 2（2020）年度の市内 4 か所の土壌調査は、平均値で 25.975pg-TEQ/g で、大気、土壌ともに環境基準を大きく下回っています。

大気中のダイオキシン類濃度の経年変化（年度平均値） (pg-TEQ/m³)

測定箇所	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ふじみ野市役所	0.018	0.021	0.016	0.024	0.015
ふじみ野市運動公園	0.019	0.018	0.015	0.022	0.016

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書

土壌中のダイオキシン類濃度の経年変化（年度平均値） (pg-TEQ/g)

測定箇所	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1.3	2.6	2.1	2.3	25.975
市内4か所平均	ふじみ野市運動公園 大井小学校 元福小学校 福岡小学校	三角小学校 ふじみ野市運動公園 亀久保小学校 花の木小学校	ふじみ野市運動公園 西原小学校 さぎの森小学校 東台小学校	東原小学校 駒西小学校 葦原小学校 亀久保小学校	西小学校 大井西中学校 花の木中学校 総合体育館多目的グラウンド

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書

※環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

※pg-TEQ：pg はピコグラム（1兆分の1グラム）、TEQ は毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位になります。なお、土壌において 250pg-TEQ/g 以上の場合、必要な調査を実施することとなっています。

3 騒音・振動

・主要幹線道路の騒音（一般国道 254 号：大井地域）

昼間については、過去 5 年間、毎年環境基準を上回っています。また、夜間についても同様に、過去 5 年間、毎年環境基準を上回っており、昼間とほぼ同数値となっています。

指定地域における自動車騒音の一定の限度である要請限度は下回っています。

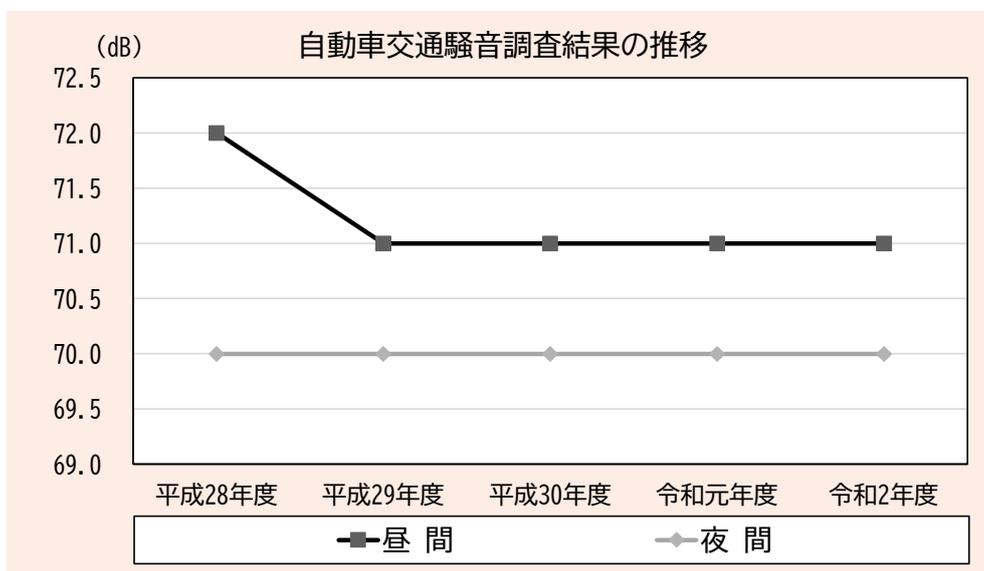
自動車交通騒音調査結果 (dB)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
昼間	72.0	71.0	71.0	71.0	71.0
夜間	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0

※昼間環境基準：70dB（要請限度：75dB）

夜間環境基準：65dB（要請限度：70dB）

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書



・主要幹線道路の振動（一般国道 254 号：大井地域）

振動調査では、昼間、夜間ともに環境基準を下回る結果となっています。

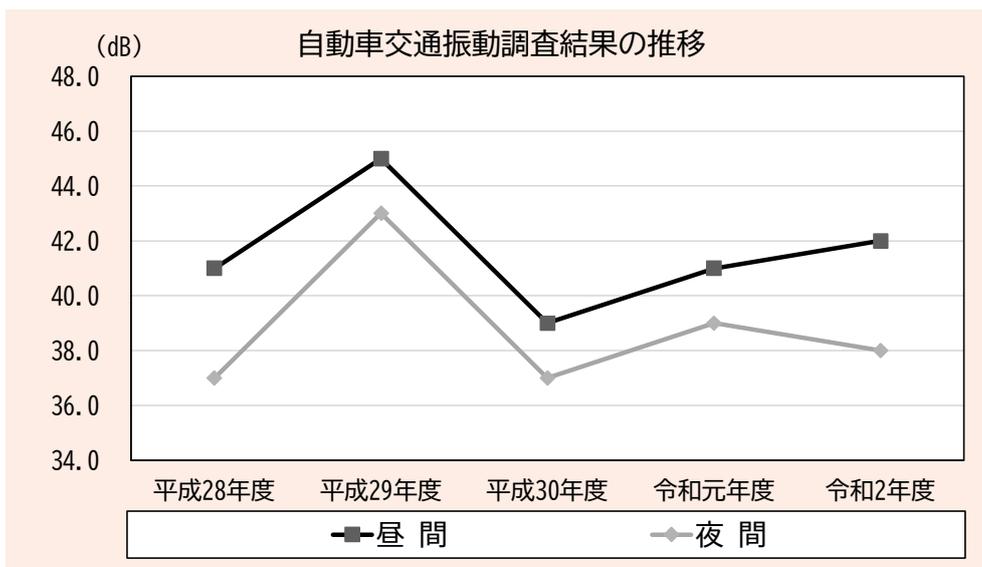
自動車交通振動調査結果 (dB)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
昼間	41.0	45.0	39.0	41.0	42.0
夜間	37.0	43.0	37.0	39.0	38.0

※昼間環境基準：65dB

夜間環境基準：60dB

資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書



4 ごみの排出量

ごみの排出量は、令和2（2020）年度では、31,443t となっています。平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までに、もやすごみは657t 減少している一方で、もやさない・粗大ごみは114t、資源物は245t とそれぞれ増加しています。

また、1人1日当たりのごみ排出量（集団資源回収を含む）は、令和2（2020）年度では家庭系ごみ606g/人・日、事業系ごみ154g/人・日となっております。そのうち、もやすごみについては家庭系と事業系を併せて540g/人・日となっています。

ごみの排出量 (t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
もやすごみ	23,247	23,104	22,934	22,976	22,590
もやさない・粗大ごみ	2,407	2,368	2,508	2,820	2,521
資源物	6,087	5,872	5,806	5,923	6,332
合計	31,741	31,344	31,248	31,719	31,443

※端数処理の関係で合計が合わない箇所がある。

資料：第4期ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画

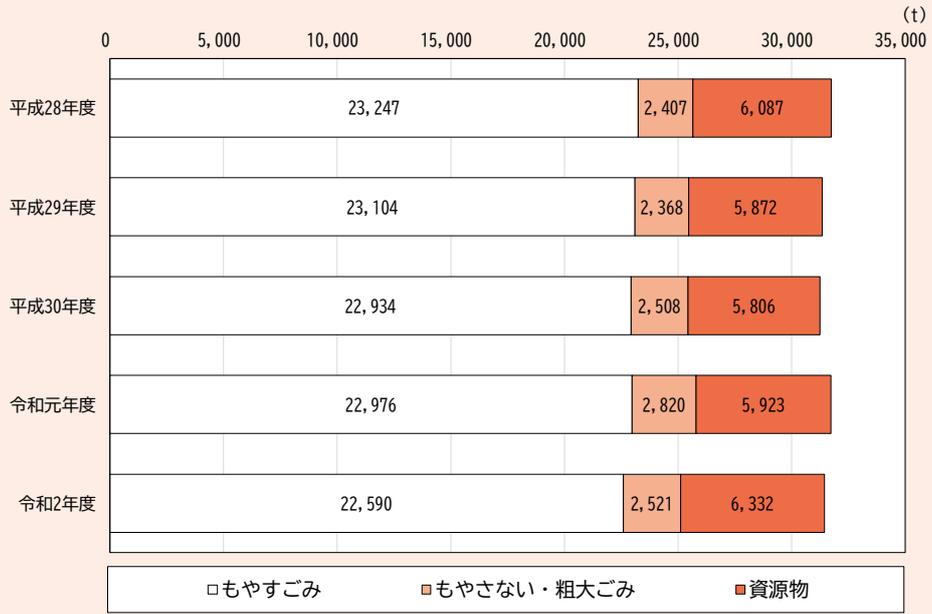
※集団資源回収量を除く。

1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)

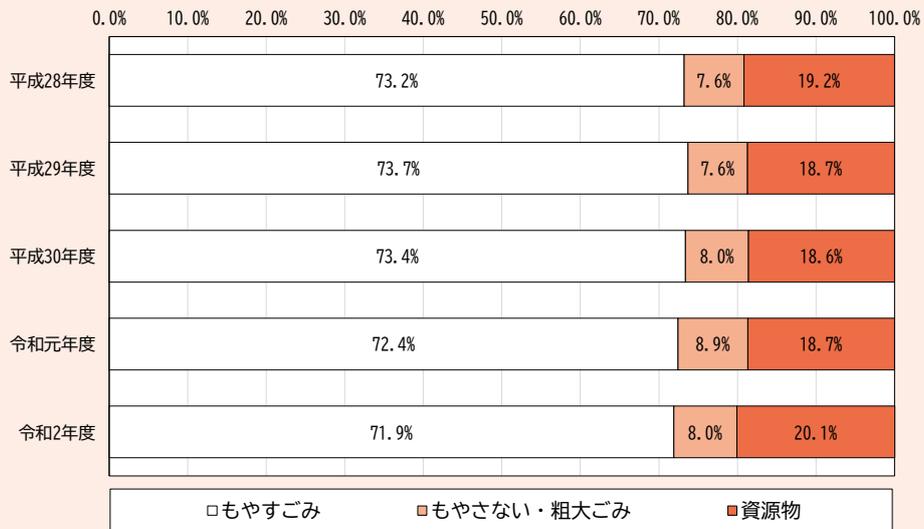
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ	604	591	589	601	606
内もやすごみ	389	385	383	385	390
事業系ごみ	176	174	171	169	154
内もやすごみ	172	170	167	165	150
合計 家庭系ごみ・事業系ごみ	780	765	760	770	760

資料：第4期ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画

ごみの排出量内訳



ごみの排出量内訳 (割合)



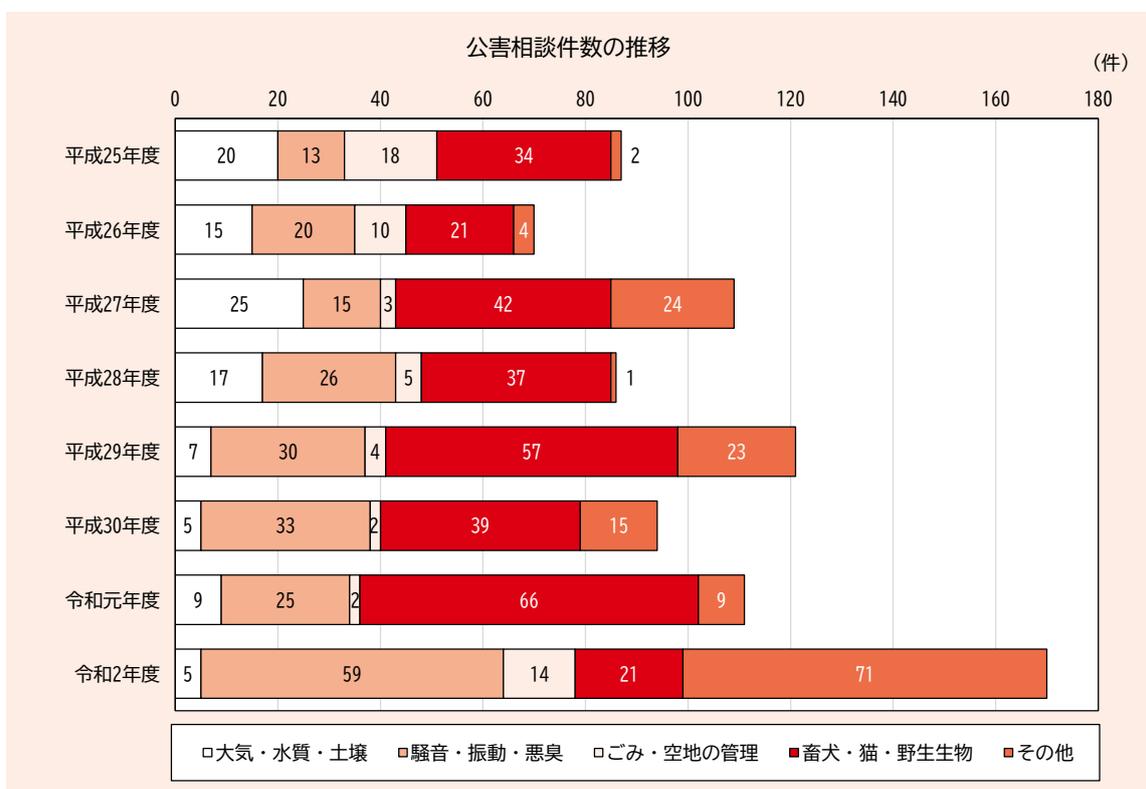
5 相談件数

市に寄せられた環境に関する相談は、平成 25(2013)年度以降、増減を繰り返しており、令和 2(2020)年度は 170 件となっています。近年は特に、「騒音・振動・悪臭」及び「畜犬・猫・野生生物」の内容が多く、増加傾向にあります。

公害相談件数 (件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大気・水質・土壌	20	15	25	17	7	5	9	5
騒音・振動・悪臭	13	20	15	26	30	33	25	59
ごみ・空地の管理	18	10	3	5	4	2	2	14
畜犬・猫・野生生物	34	21	42	37	57	39	66	21
その他	2	4	24	1	23	15	9	71
合計	87	70	109	86	121	94	111	170

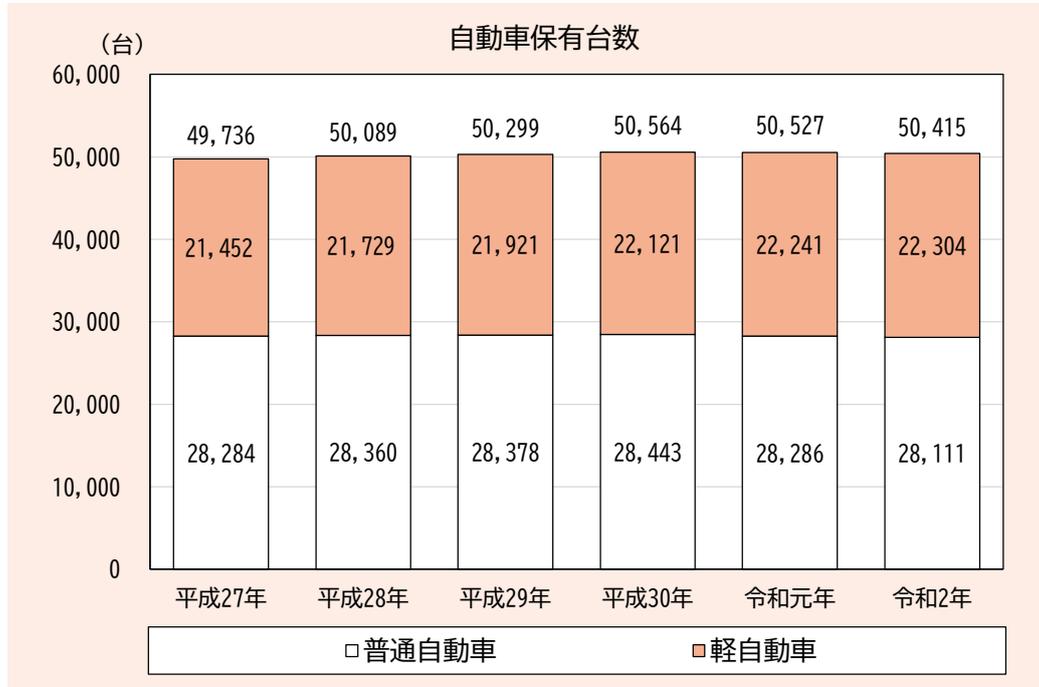
資料：ふじみ野市の環境行政 環境年次報告書



6 自動車保有台数

自動車の保有台数を見ると、普通自動車は横ばい傾向、軽自動車は増加傾向にあります。

令和2（2020）年では平成27（2015）年に比べ、あわせて679台の増加となり、全体として増加傾向となっています。



資料：統計ふじみ野

第3章 ふじみ野市の環境課題

第1節 市民アンケート調査から見るふじみ野市の環境課題

このアンケート調査は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの「第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）」を策定するにあたっての基礎資料とすることを目的として令和3（2021）年11月に実施しました。

本調査の中で、「環境に関する施策の評価について」として、各環境施策について、①あなた自身または、市や対象者が実施するべき項目としてどの程度重要と考えるかの重要度、及び、②それらの項目について、どの程度満足しているかの満足度をお伺いしました。

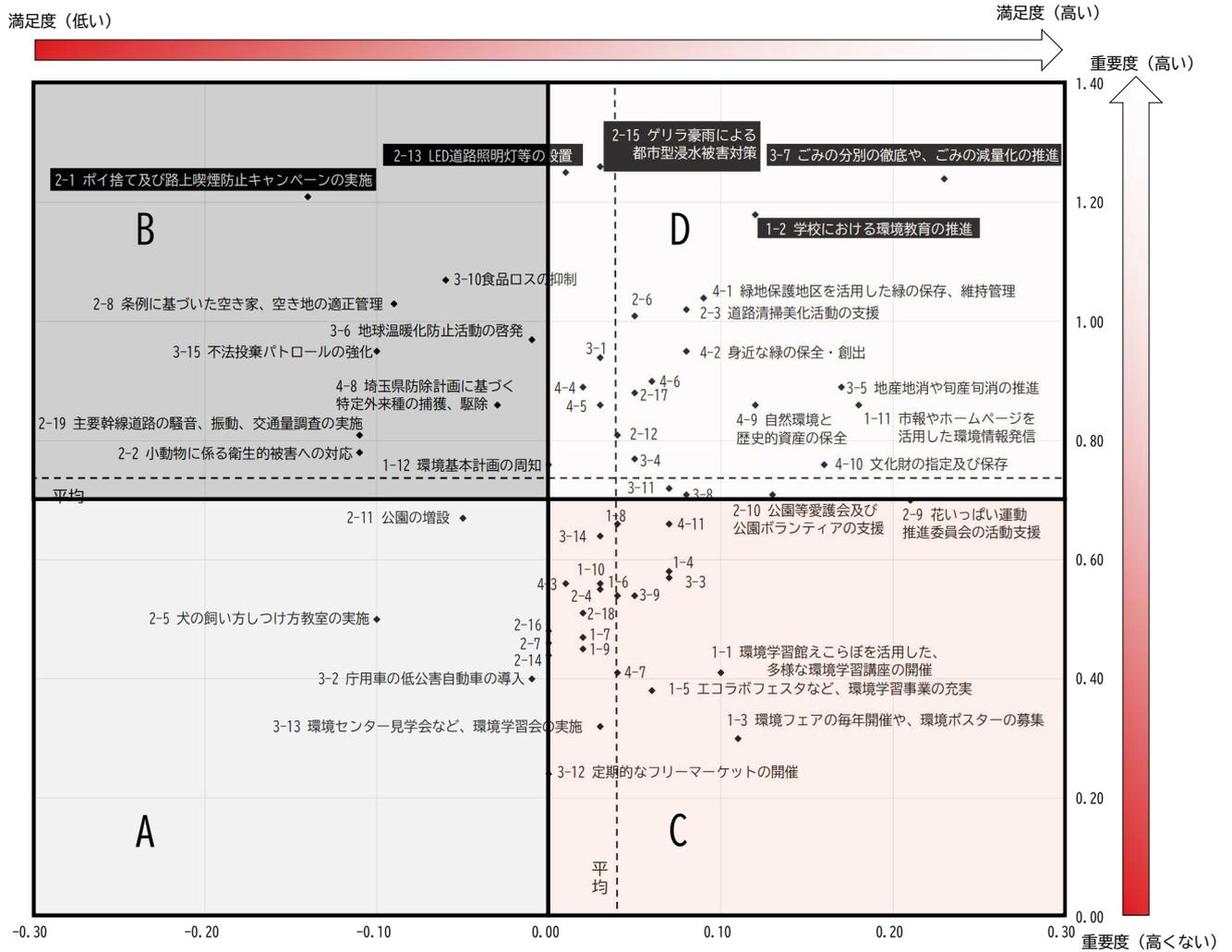
その結果から、市の環境施策に対する市民の評価は次のとおりとなりました。

【令和3（2021）年度市民アンケート調査（回答者数：769人）】

満足度については、「どちらともいえない」を0とし、+側が「満足」、-側が「不満足」となっています。

重要度については、すべての項目で「重要」、「やや重要」という回答が多く、平均値も「0」以上となったため、軸は「0」以上となっています。

重要度・満足度マトリックス



平均満足度：0.04

平均重要度：0.74

【各ゾーンについて】

各施策の満足度の「0 (中央値)」より大きい施策を満足度が高い、小さい施策を満足度が低い施策としています。また、重要度については、すべての施策が「0」以上であることから、施策分布の中央値 (0.7) を境界に、中央値より大きい施策を重要度が高い、小さい施策を重要度が高くない施策として分類します。

Aゾーン：中央値に対し、重要度は高くない、満足度は低い

Bゾーン：中央値に対し、重要度は高い、満足度は低い

Cゾーン：中央値に対し、重要度は高くない、満足度は高い

Dゾーン：中央値に対し、重要度は高い、満足度も高い

【令和3年度市民アンケート調査の項目】

(1) 共に学び、協働の推進		(3) 環境負荷の少ない循環型社会の構築	
1-1	環境学習館えこらぼを活用した、多様な環境学習講座の開催	3-1	公共施設における再生可能エネルギー及び省エネ設備の利用促進
1-2	学校における環境教育の推進	3-2	庁用車の低公害自動車導入
1-3	環境フェアの毎年開催や、環境ポスターの募集	3-3	緑のカーテンによる省エネルギー対策を推進
1-4	環境学習や実践活動の場となるこどもエコクラブの普及	3-4	公共施設の電気使用量抑制
1-5	エコラボフェスタなど、環境学習事業の充実	3-5	地産地消や旬産旬消の推進
1-6	環境活動団体などとの環境協働事業の推進	3-6	地球温暖化防止活動の啓発
1-7	協働体制の強化	3-7	ごみの分別の徹底や、ごみの減量化の推進
1-8	地域環境美化自主活動の推奨及び支援	3-8	生ごみ処理容器設置事業の推進
1-9	環境年次報告書の作成及び環境情報の公表	3-9	集団資源回収事業報奨金制度の活用
1-10	環境情報の提供を充実し、情報の共有化を図るネットワークづくり	3-10	食品ロスの抑制
1-11	市報やホームページを活用した環境情報発信	3-11	木材家具等のリサイクル事業
1-12	環境基本計画の周知	3-12	定期的なフリーマーケットの開催
(2) 環境にやさしい快適なまちづくりの推進		3-13	環境センター見学会など、環境学習会の実施
2-1	ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーンの実施	3-14	リサイクルフローを公開し、分別の必要性を啓発
2-2	小動物に係る衛生的被害への対応	3-15	不法投棄パトロールの強化
2-3	道路清掃美化活動の支援	(4) 自然と調和した環境づくりの推進	
2-4	まちのクリーンアップを図るための市民参加型システムの導入	4-1	緑地保護地区を活用した緑の保存、維持管理
2-5	犬の飼い方しつけ方教室の実施	4-2	身近な緑の保全・創出
2-6	景観に配慮した街路樹の適正管理	4-3	小面積の農地を利用した市民農地の充実
2-7	屋外広告物に対する対応	4-4	市内を流れる河川の水質調査の実施
2-8	条例に基づいた空き家、空き地の適正管理	4-5	新河岸川美化活動の推進
2-9	花いっぱい運動推進委員会の活動支援	4-6	良好な河川環境の維持管理及び保全
2-10	公園等愛護会及び公園ボランティアの支援	4-7	みどりの学校ファームの活用
2-11	公園の増設	4-8	埼玉県防除計画に基づく特定外来種の捕獲、駆除
2-12	交通安全教室の開催	4-9	自然環境と歴史的資産の保全
2-13	LED 道路照明灯等の設置	4-10	文化財の指定及び保存
2-14	自治組織や自主防災組織への加入促進	4-11	自然や文化財の中での体験学習の実施
2-15	ゲリラ豪雨による都市型浸水被害対策		
2-16	野焼きへの迅速な対応		
2-17	河川への有害物質流出事故の24時間対応		
2-18	地域の個別巡回による浄化槽維持管理の啓発		
2-19	主要幹線道路の騒音、振動、交通量調査の実施		

第2節 市民アンケート調査結果の概要

(1) Aゾーンの特徴（重要度高くない、満足度低い）

「犬の飼い方しつけ方教室の実施」、「公園の増設」、「庁用車の低公害自動車の導入」等、主に行政が実施する事業が多くなっており、主に社会環境についての項目が多くなっています。

(2) Bゾーンの特徴（重要度高い、満足度低い）

「条例に基づいた空き家、空き地の適正管理」や「ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーンの実施」、「不法投棄パトロールの強化」等、主に道路やまちなかの景観における項目が多くなっています。

(3) Cゾーンの特徴（重要度高くない、満足度高い）

「環境センター見学会など、環境学習会の実施」、「環境学習館えこらぼを活用した、多様な環境学習講座の開催」や「エコラボフェスタなど、環境学習事業の充実」、「環境フェアの毎年開催や、環境ポスターの募集」等環境教育についての項目が多くなっています。

(4) Dゾーンの特徴（重要度高い、満足度高い）

「ごみの分別の徹底や、ごみの減量化の推進」、「学校における環境教育の推進」、「身近な緑の保全・創出」、「ゲリラ豪雨による都市型浸水被害対策」等、生活環境のうち、私たちの生活に密着している項目が多くなっています。

第3節 市民アンケート調査結果の考察

- ・本アンケートの市民の意見としては、「ごみの分別の徹底や、ごみの減量化の推進」等、事業の効果が目に見えるものは満足度、重要度が共に高くなっています。
- ・「環境学習館えこらぼを活用した、多様な環境学習講座の開催」や「環境フェアの毎年開催や、環境ポスターの募集」等の市民の環境教育については、重要度が低いと評価しているものの、満足度は高くなっていることから、環境教育については、満足しているものと考えられます。今後は、環境教育の重要性を啓発し、重要度の向上が課題となります。
- ・重要度は高いが満足度が低い項目としては、「条例に基づいた空き家、空き地の適正管理」や「ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーンの実施」等、まちなかの景観関連の項目が多くなっており、きれいなまちなみの推進が課題となっています。
- ・行政が実施する施策（「公園の増設」、「庁用車の低公害自動車の導入」等）については、市民の中では、重要度は高くなく、かつ満足度は低くなっています。しかし、市が率先して環境対策を行うことで、市民の啓発につながるため、各種事業は継続して推進していくことが重要です。

第4節 市民アンケート調査結果による課題

本アンケート結果より、重要度が高く、満足度が低い施策（Bゾーン）については、市民が施策について求めているものの、施策の評価としては低い項目を課題ととらえ、次のように整理します。

■環境にやさしい快適なまちづくりの推進

2-1 ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーンの実施

タバコやごみのポイ捨てのマナーについて、さらに啓発が必要です。

2-8 条例に基づいた空き家、空き地の適正管理

空き地については、苦情が寄せられた際の指導に加え、過去に苦情が寄せられた空き地の一斉調査による継続的な指導が必要です。

■環境負荷の少ない循環型社会の構築

3-6 地球温暖化防止活動の啓発

公共施設における屋上緑化、庁用車の次世代自動車導入など、市が率先して地球温暖化防止活動を行うことで啓発を行うことが必要です。

3-10 食品ロスの抑制

市民・事業者に対し、食品ロスの抑制についてさらなる啓発に努めるとともに、フードドライブの活用などにより食品ロスの削減に取り組むことが必要です。

3-15 不法投棄パトロールの強化

不法投棄件数は横ばいであることから、パトロールによる抑制効果は十分得られているとは言えないため、今後ともパトロールを強化していくことが必要です。

第5節

「第2期ふじみ野市環境基本計画・前期行動計画」の進捗状況

平成30(2018)年3月に策定した「第2期ふじみ野市環境基本計画(前期行動計画)」(計画期間:平成30(2018)年度~令和4(2022)年度)における48項目の行動指標のうち現在評価が可能な46項目について、毎年、進捗状況を確認し、市のホームページで公表しています。令和3(2021)年度の実績は次のとおりです。

○評価方法

「評価1」: 目標値に対し、達成していれば「○」、未達成の場合は「×」。

「評価2」: 完了3点(100%達成)、あと少し2点(約90%達成)、一部実施1点(10~90%達成)



※現在評価が可能な46項目: 「1人当たりの公園等面積」と「緑被率」の2項目については、次期「緑の基本計画」策定の際に算出を予定しており、それを除いた46項目が現在評価可能な行動指標です。

項目	施策	番号	指標項目名	所管課	基準値 (平成 28 年度)
1-1	(1)家族や各年代が参加できる場の提供	1	環境学習館における環境に関する講座数	環境課	18 回
		2	学校における環境教育	学校教育課	小中全校で実施
		3	環境フェア実行委員参加団体数（個人参加含む）	環境課	18 団体
		4	エコラボフェスタの開催回数	環境課	-
		5	こどもエコクラブの登録数	環境課	1 団体
1-2	(1)地域や団体が連携した環境事業の推進	6	環境協働事業を実施した環境活動団体数	環境課	4 団体
		7	大学や企業と連携した環境学習事業	環境課	実施
		8	地域環境美化自主活動延べ参加者数	環境課	8,201 人
1-3	(1)環境情報の提供	9	環境年次報告書の発行・市 HP への公表	環境課	実施
		10	環境情報のネットワーク化をした環境活動団体数	環境課	-
	(2)環境調査の充実	11	環境調査の実施	環境課	実施
2-1	(1)清潔で憩いのあるまちづくり	12	ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン	環境課	実施
		13	道路清掃美化活動団体数（道路サポーターズ）	道路課	8 団体
		14	犬の飼い方しつけ方教室の実施	環境課	実施
	(2)魅力あるまちなみ、景観の保全と創造	15	苦情があった空き地の未改善箇所数（年度末現在）	環境課	2 箇所
		16	屋外広告物除去作業回数	道路課	28 回
	(3)うるおいとやすらぎの場の創出	17	1人当たりの公園等面積	公園緑地課	3.1m ² /人
		18	公園等愛護会の数	公園緑地課	45 団体
		19	市と連携した公園ボランティアの団体数	公園緑地課	1 団体

目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)	評価1	評価2	令和3年度の課題等
36回	20回	×	2	新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、新しい講座を開催していく。
小中全校 で実施	小中全校 で実施	○	3	感染症対策を徹底しながら、校外での環境教育の実施を行う。 学習指導要領に基づき、環境教育を推進する。 環境問題改善の啓発のため、ポスターコンクール等の参加を促す。
20団体	0団体	×	0	新型コロナウイルス感染症対策を実施しながらの開催方法を検討する。
1回	0回	×	0	新型コロナウイルス感染症対策を実施しながらの開催方法を検討する。
2団体	1団体	×	1	平成28年度に2団体から1団体に減少した。ホームページで団体紹介しているが、PR不足は否めない。
6団体	3団体	×	1	継続事業が多く、新規事業や新規団体の参入が少ない。また、新型コロナウイルスの影響により活動の幅が縮小している。目標達成のためには予算措置が必要となる。
実施	実施	○	3	引き続き近隣の教育機関や企業と連携した事業運営を行っていく。
8,693人	4,901人	×	1	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を自粛した団体が多く、前年度実績を大幅に下回っている。引き続き美化活動を推進していく必要がある。
実施	実施	○	3	市民への周知とともに、経年変化の把握のうえでも毎年発行する必要がある。
6団体	0団体	×	0	まずは環境協働事業実施団体のネットワーク化により、情報の共有化等を検討する。
実施	実施	○	3	砂川堀（織部橋）のBODの環境基準（5mg/L）を超過しているため、引き続き経過を確認する必要がある。
実施	実施	○	3	市民アンケートの結果、「タバコやごみのポイ捨てのマナー」について不満度が高く、さらに啓発が必要である。
10団体	9団体	×	2	新規登録団体を増やし、道路美化活動等に協働による維持管理を推進する。
実施	未実施	×	0	新型コロナウイルス感染症対策を実施しながらの開催方法を検討する。
0箇所	2箇所	×	1	苦情があった空き地の指導はもちろん、当該年度に苦情がなくても、以前、課題のあった空き地の一斉調査による指導も必要である。（不適切な空き地は毎年同様に放置されるケースが多い。）
25回	21回	×	1	違反の屋外広告物を除却することにより、青少年への健全育成を図り、地域の環境美化の推進を図る必要がある。
5.0m ² /人	3.46m ² /人	×	1	今後、公園等面積を増やす方策を検討する必要がある。
51団体	40団体	×	1	既存の愛護会が活動を継続できるようなサポートをするとともに、新たに愛護会を設立してもらえよう呼びかける必要がある。
4団体	0団体	×	0	愛護会とは異なるボランティア制度の創設について検討する必要がある。

項目	施策	番号	指標項目名	所管課	基準値 (平成 28 年度)
2-2	(1)安全・安心に住みあえるまち	20	交通安全教室の開催回数	道路課	16 回
		21	市が管理している道路照明灯等の LED 化率	道路課	15.3%
		22	自治組織の加入率	協働推進課	56.7%
		23	雨水貯留浸透施設の設置数	上下水道課	45 箇所
		24	野焼きの防止 (改善/指導の割合)	環境課	100%
2-3	(1)公害の未然防止・拡大抑制	25	大気環境基準達成率(二酸化窒素と浮遊粒子状物質)	環境課	100%
		26	河川環境基準達成率(生物化学的酸素要求量)	環境課	100%
		27	浄化槽維持管理状況の把握	環境課	-
3-1	(1)地域温暖化防止対策の推進	28	庁用車の低公害車導入率(アイドリングストップ付き自動車を含む。)	資産管理課	19.7%
		29	公共施設における屋上緑化、緑のカーテン等の設置施設数	環境課	29 施設
		30	公共施設の電気使用量	環境課	17,691,615 kWh
		31	学校給食における県内産食材の割合(種類の割合)	学校給食課	11.7%
3-2	(1)廃棄物発生抑制と減量化の推進	32	1人1日当たりのごみの量(家庭系、事業系)	環境課	家庭系 604 事業系 176 g/日・人
		33	最終処分量	環境課	571t
		34	生ごみ処理容器販売件数	環境課	67 基

目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)	評価1	評価2	令和3年度の課題等
16回	16回	○	3	交通安全の啓発活動の一環として、交通安全教室を開催し、交通事故の防止の推進を図る。
100%	100%	○	3	維持管理に係る人件費のほか、維持管理費について軽減を図る。
59.5%	47.9%	×	1	加入率については、役員の高齢化・固定化及び実施事業の硬直化など様々な課題を抱えており、左記の取組についてもすぐに効果が表れづらいのが現状であるが、継続的な取組が必要であると考えているため、今後も引き続き実施していくとともに、有効策を検討していく。
52箇所	54箇所	○	3	計画的に浸水実績がある箇所に雨水貯留浸透施設の設置を推進しているが、設置できる場所も限られており、近年のゲリラ豪雨に対して万全とは言い切れない。
100%	100%	○	3	現場を確認して指導する必要がある、通報の受理から迅速な対応が求められている。
100%	100%	○	3	大気汚染の最も基本となる数値であり、市民の健康を守るため継続した確認が必要である。
100%	100%	○	3	砂川堀（織部橋）のBODの環境基準（5mg/L）を超過しているため、引き続き経過を確認が必要である。
実施	実施	○	3	浄化槽法第11条の法定検査の受検が確認できていない浄化槽使用者へ適正管理をするよう通知書の発送を3年ごとに定期実施していく。 令和3年度は7月に実施（11人槽以上）
42.7%	49.4%	○	3	引き続き、使用年数の長い市有車両等を少しずつ新しい低公害車に変更するとともに、車両の使用頻度を確認しながら、適正かつ効率的な車両台数となるよう調整を図っていく。
35施設	14施設	×	1	前計画では、平成29年度目標値30に対し平成28年度実績29とあと1に迫ったため、新計画では目標35に増やしたが、平成29年度21、平成30年度13、令和元年度20、令和2年度13と大幅な減となってしまった。
16,807,035 kWh	12,685,174 kWh	○	3	目標を達成したが、引き続き削減に努める必要がある。
15.0%	15.6%	○	3	地場産の積極的な活用は環境に優しい政策であると考えられるが、原材料については畑の面積が広大な県外の地域の方が安価な傾向もあり、地場産を優先するとコストが上がってしまう可能性がある。
家庭系 585 事業系 154 g/日・人	家庭系 591 事業系 154 g/日・人	×	2	新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が増えたため、家庭ごみが増加傾向にある。これまで以上に3R及び分別意識の啓発に取り組む。
356t	433t	×	1	小型家電リサイクルボックス（公共施設に設置）や小型充電式電池リサイクルボックス（家電量販店など）の利用を推進していく。
80基	53基	×	1	広報やホームページ内のバランダ de キーワード紹介ページを充実させ、認知度を上げる。市のイベント以外での販促活動についても検討していく。

項目	施策	番号	指標項目名	所管課	基準値 (平成 28 年度)
3-2	(2)再利用・リサイクルの 推進	35	集団資源回収量	環境課	570 t
		36	焼却ごみ量	環境課	24,378 Kkg/年
		37	リサイクル率(灰含む)	環境課	29.6%
		38	フリーマーケットの開催 回数	環境課	1 回
	(3)廃棄物の適正処理	39	不法投棄パトロールの実 施	環境課	随時実施
		40	不法投棄回収の回数	環境課	77 台
4-1	(1)緑の保全・創出	41	緑地保護地区面積	公園緑地課	125,015m ²
		42	緑被率	公園緑地課	34.5% (H23 年度)
		43	市民農園数	産業振興課	7 箇所
	(2)水辺環境の保全・再生	44	新河岸川の美化活動回数	道路課	2 回
	(3)自然環境を育む生物 共生空間の保全	45	アライグマの捕獲数	環境課	3 頭
		46	新河岸川生息生物の把握 (生物調査)	環境課	実施
	(4)美しい自然景観と歴 史的資産の保全、調和	47	自然環境と調和した歴史、 文化財に関する講座回数	教育委員会 (社会教育 課・公民館・ 歴民等)	9 回
		48	文化財の指定数	社会教育課	58 件

目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)	評価1	評価2	令和3年度の課題等
570kg	335kg	×	1	主に古紙類の買い取り価格が下落もしくは逆有償となってしまっており、回収量が減少してしまっているため、報奨金の単価や対象品目の見直しを検討していく必要がある。
22,776 kKg/年	22,211 kg/年	○	3	資源化可能な紙類などの可燃ごみへの混入が、家庭ごみ・事業ごみとともにまだまだ多くみられることから、収集業者等と連携し、市民及び事業者に対する分別の周知徹底を図る。
31.8%	29.9%	×	2	上述のとおり、市民及び事業者に対する分別の周知徹底を図る。
2回	0回	×	0	新型コロナウイルス感染症対策を実施しながらの開催方法を検討する。
随時実施	随時実施	○	3	令和2年度から実施された粗大ごみの一部有料化に伴い、不法投棄件数の増加が予想されたが、件数の著しい増加はなかった。しかし不法投棄件数が横ばいであることから、パトロールによる抑制効果は十分得られているとは言えないので、今後ともパトロールを強化していく。
57台	61台	×	2	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、例年よりパトロールの実施回数が減少した。パトロールの強化に努めていく。
125,015m ²	110,811m ²	×	1	緑地を保全するインセンティブとなるように制度の見直しが必要である。
40%	34.5% (H23年度)	×	0	令和4年度に「ふじみ野市緑の基本計画」の時点修正を実施する際、緑被率の調査を実施する予定である。
9箇所	9箇所	○	3	令和4年度中に市民農園1箇所(苗間第一)が廃止予定であるため、令和5年度目標値の10箇所に向けて、最低でも2箇所の新規開設が必要である。農業入門塾についても令和4年度末で第1期が満了するので、令和5年度以降の第2期に向けて検証する必要がある。
3回	2回	×	1	河川の環境美化のほか、協働による維持管理を推進する必要がある。
15頭	18頭	○	3	市民の申し出により、箱ワナの貸し出しを行っている。箱ワナにハクビシンやタヌキがかかる場合も多い。多くの市民のニーズに対応するため、ワナを増やす必要がある。
実施	実施	○	3	市民に分かりやすい指標であり、継続実施が望ましい。
13回	2回	×	1	令和3年度は、敷地内の樹木の多くがナラ枯れの被害に遭い、一時閉鎖して被害木の緊急伐採を実施したことから、樹木の病虫害の有無、枯死など定期的な観察の必要性を感じた。権現山は徳川家康の伝承がある史跡でもあり、県内でも希少な古墳群と雑木林を保全し、歴史と文化、自然を体感できる場所として、「権現山古墳群史跡の森」を多くの人々に周知させるため、保護と利活用の両面から、維持管理の方策、市民対象事業の立案、ボランティアの育成などを検討するとともに、全体の整備活用計画を立てる必要がある。
60件	59件	×	2	県指定史跡「権現山古墳群」、市指定文化財「回漕間屋 福田屋」(福岡河岸記念館)、国登録有形文化財「吉野屋土蔵」、旧江戸屋の建物など、新河岸川沿岸の文化財や福岡河岸の景観、自然環境と歴史資産の保全・調和の視点をもった整備活用計画づくりが必要となる。

第4章 市の目指す環境の姿

第1節 第2期ふじみ野市環境基本計画の環境像

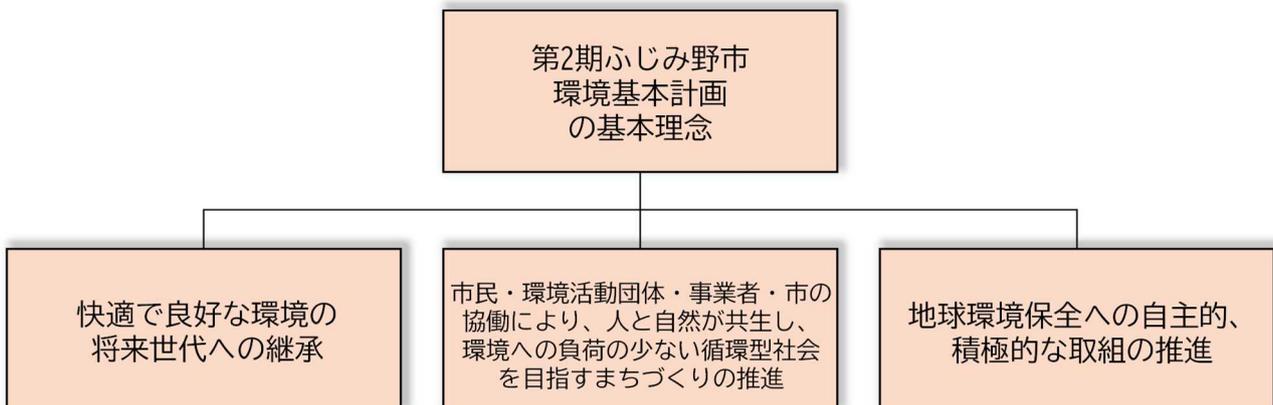
(1) 基本理念

本市の自然に恵まれ、文化的でうまいやすらぎのあるまちを次の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。特に、近年の地球温暖化や生物多様性、廃棄物などの問題が世界レベルで議論されており、これらの及ぼす影響は子どもたちの世代に、より顕著に現れるものと考えられています。

環境問題を解決するためには、本市に暮らす市民一人ひとりが身近な環境問題に目を向け、危機意識を持ち、環境保全への取組を自主的かつ積極的に進めることによって環境への負荷を減らし、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

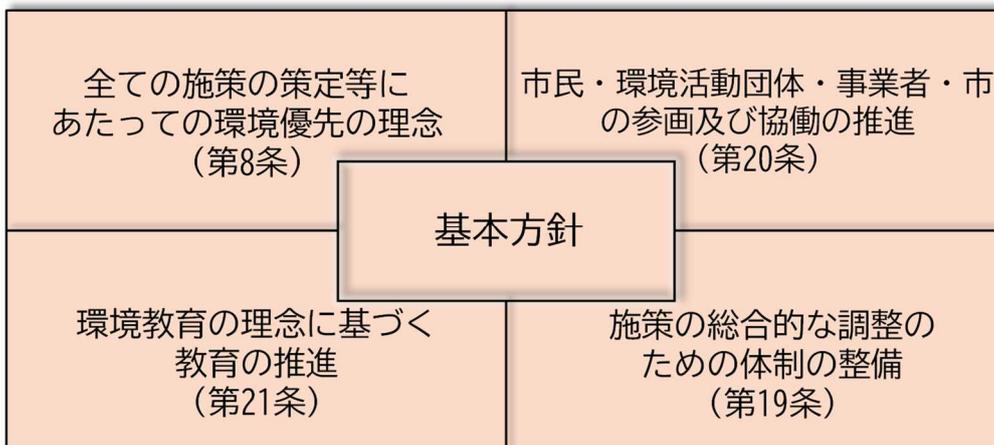
そして、市民・環境活動団体・事業者・市の連携により協働の輪を確実に広げていくことで、市民が誇りに思い、自然と都市が調和したまちづくりにつながっていきます。

こうした中、「第2期ふじみ野市環境基本計画」の基本理念については「ふじみ野市環境基本条例」で規定した基本理念を踏襲し次のように定めます。



(2) 基本方針

施策の基本方針は、「ふじみ野市環境基本条例」に基づき、次のように定めます。



(3) 環境像

本計画における目指す環境像について、市民アンケートによると前期行動計画策定時の調査同様に市民の多くは、緑や水辺を大切にするとともに、清潔で便利なまちを望んでいます。これを踏まえるとともに、本計画の基本理念、基本方針及び環境審議会等の意見に基づき、次のように決めました。

『 みんなではぐくむ 緑豊かな住みよいまち ふじみ野 』



都市生活における、自然のもつ役割を大切にして、豊かな水と緑に囲まれかつ、快適な市民生活をおくるための良好な環境を、みんなで作っていきいます。

第2節 計画の基本的な方針

本計画では、「第2期ふじみ野市環境基本計画」の基本理念を実現するため、5つの基本的な方針（施策の柱）を定め、それぞれについて大項目、施策を展開していきます。

- | | |
|-------|------------------|
| 施策の柱1 | 学びと協働の推進 |
| 施策の柱2 | 脱炭素社会の推進 |
| 施策の柱3 | 環境負荷の少ない循環型社会の構築 |
| 施策の柱4 | 環境にやさしいまちづくりの推進 |
| 施策の柱5 | 自然と調和した環境づくりの推進 |

(1) 施策の柱1 学びと協働の推進

本市の環境を良好な状態で保ち、後世につなぐために、学びによって本市の環境について基本的な知識を修得し、その理解を深め、環境の保全及び創造のために活動する人づくりに努めます。

また、環境事業を推進するにあたり、学びを基に、市民・環境活動団体・事業者・市の協働によって取り組んでいきます。

(2) 施策の柱2 脱炭素社会の推進

地球温暖化による地球全体の平均気温上昇によって引き起こされる様々な気候変動問題は、自然の生態系や天候などに深刻な影響を与えるとともに、世界規模での対応が必要となっています。市でも国・県と連携しながら再生可能エネルギーの利用促進等に取り組み、令和32（2050）年には温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会」を目指します。

(3) 施策の柱3 環境負荷の少ない循環型社会の構築

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、現在の私たちに豊かな暮らしをもたらしたものの、資源の枯渇や廃棄物の増大、さらに、地球の温暖化にも影響を与えました。

そのため、今までの社会の在り方やライフスタイルを見直し、ごみの減量・資源化を進めるとともに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化を推進し、地球環境にやさしい循環型社会の構築を目指します。

(4) 施策の柱4 環境にやさしいまちづくりの推進

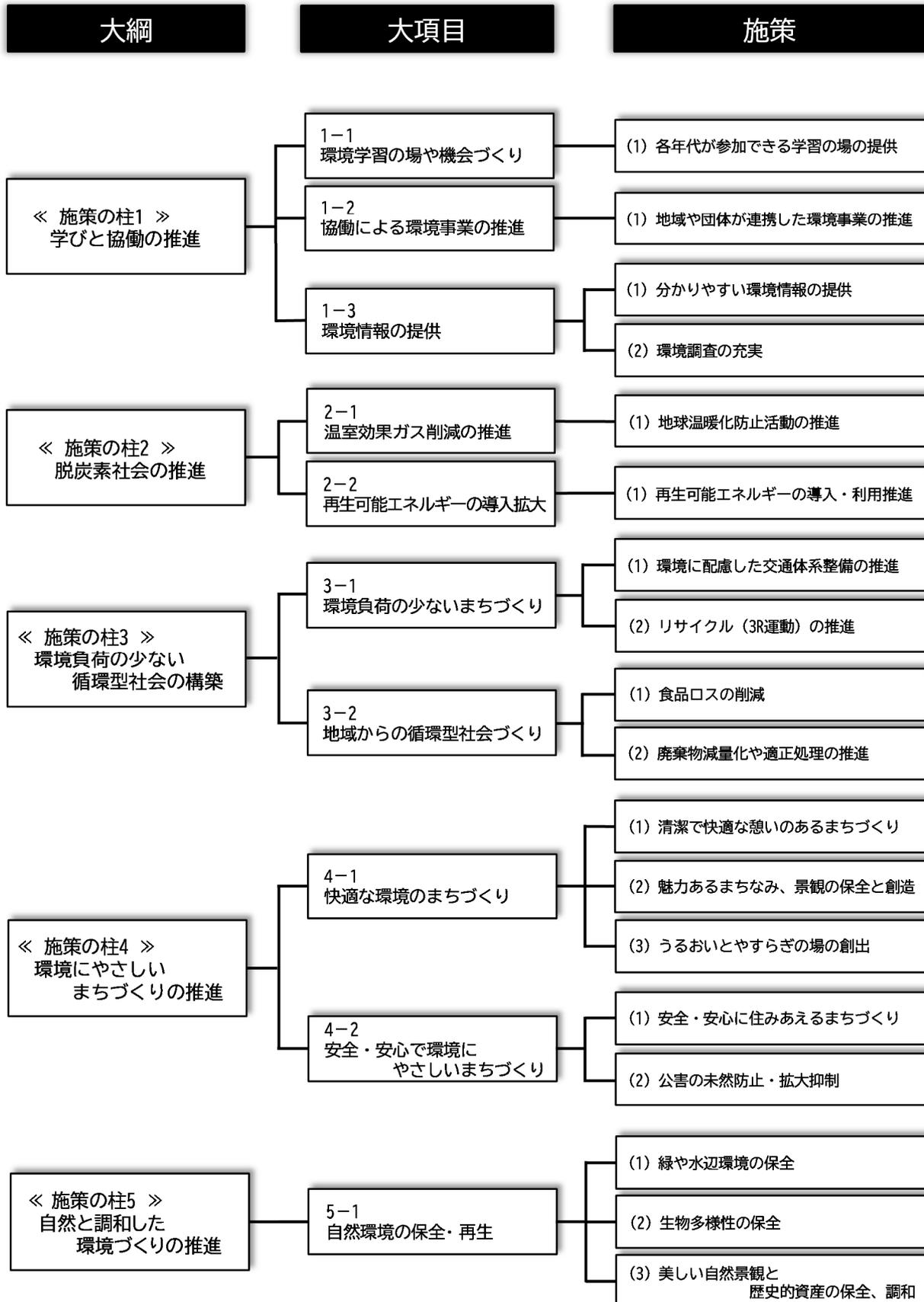
私たちが健康で文化的な生活を送るためには、空気や水がきれいで不快な臭いや音がないことや、ごみのポイ捨てや犬のフンなどがなく、住みよい環境であることが前提となります。そのため、良好なまちの景観を保ち、安全・安心に住める環境づくりや清潔で憩いのあるまちづくりが行えるよう、各種施策を推進します。

(5) 施策の柱5 自然と調和した環境づくりの推進

緑地や農地は生産活動の場であるとともに、多くの生物の生息・生育場所であるほか、二酸化炭素の吸収など公益的かつ多面的な環境保全機能を有している貴重な財産です。また、市内には緑や水辺などの自然環境と調和した文化財や天然記念物などの歴史的資産があり、市民の貴重な財産となっています。このため、緑地、農地、水辺、歴史的資産の保全を行うとともに、自然とふれあえる活動の場としての活用を推進します。

第3節 施策の体系

本計画の施策の体系を以下に示します。



第5章 施策の展開

第1節 施策の柱1 学びと協働の推進



1-1 環境学習の場や機会づくり

市では、環境学習の場として様々な講座や体験学習を実施しており、また、毎年、環境活動団体等と協働実施している環境フェアも、環境問題に対する気づきや学びの場としての効果が期待されています。人と自然が調和した良好な環境を将来へ引き継いでいくためにも、私たち一人ひとりの環境への意識の向上が不可欠であり、そのためには身近な環境や人との関わりなどについて学び、理解することが大切です。

このように、環境学習の場をさらに広く市民に提供するため、「環境学習館えこらぼ」を活用し、遊びを通じた環境学習や環境情報の発信などを行い、子どもから大人まで楽しく遊べ、意識啓発を図れるよう環境学習の機会を提供します。

【施策】

(1) 各年代が参加できる学習の場の提供

(1) 各年代が参加できる学習の場の提供

将来にわたり市の環境を保全していくために、次代の環境を担う子どもたちが環境について学び、行動していくための教育の場を提供していくことが重要です。

このことから、学校における環境教育の推進や「環境学習館えこらぼ」を活用した各年代が参加できる講座の実施など、家庭や子どもからお年寄りまで環境について学べる場の提供を行います。

《現状と課題》

- ・「環境学習館えこらぼ」を環境学習や環境情報提供の場として活用しています。
- ・環境フェアを開催し、子どもから大人まで多様な年代が参加し、環境について、知り、学び、関心を深めています。
- ・小中学校では、社会科や理科、総合的な学習の時間等の中で、環境について学習しています。
- ・環境学習や環境情報を学ぶため、「ふじみ野市・三芳町環境センター」において校外学習を行っています。(小学校4年生で実施)

《施策の展開》

【市】

○環境フェア及び環境ポスターコンクールの実施

多くの方が、気軽に地域の環境情報や環境活動団体の活動状況などに触れることができるよう、「環境フェア」を毎年開催するとともに、地域環境や地球環境等を大切にす意識の向上を図るために、環境ポスターコンクールを実施します。

○環境学習事業の充実

「環境学習館えこらぼ」を活用し、多様な環境学習講座の開催や環境情報の発信などを推進します。また、市民やすべての児童・生徒の環境センター見学を通して、子どもから大人まで環境について楽しく学べる機会を提供します。さらに、環境学習講座については、企業や大学、環境活動団体などと連携した開催や、環境活動団体の企画で実施することなども視野に入れて行います。

○学校における環境教育の推進

人と環境との関わりを学び、児童・生徒が、よりよい環境の保全と創造のために行動できるように、学校における環境教育を推進します。

《私たちにできること》

【市民】

- ・「環境学習館えこらぼ」の環境学習講座等に参加しましょう。
- ・地域の環境を自主的に学びましょう。
- ・インターネット等を活用して環境について調べましょう。
- ・環境フェアなどの環境事業に家族や地域で参加しましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・ 事業所内での環境教育・環境イベントを行いましょう。
- ・ 環境に対する啓発活動に積極的に参加しましよう。
- ・ 講座や体験学習等のイベントに参加しましよう。
- ・ 市や環境活動団体等が行う環境学習事業に参加しましよう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
環境学習講座参加者数	人	492	622	環境課
環境フェア参加団体数（個人参加含む）	団体 個人	0	30	環境課
学校における環境教育	実施 状況	小中全校で実施	小中全校で実施	学校教育課



環境フェアの様子



環境学習講座の様子（Let's 田植え）

1-2 協働による環境事業の推進

協働とは、各主体間が対等な立場のもと自主性を尊重し、共通の目的・目標をもって連携、協力しながら進めていくことです。

良好な環境を保全し、さらに環境事業を推進していくためには、市のみならず、市民・環境活動団体・事業者との協働によって取り組んでいくことが求められています。

市の環境に係る協働事業として、各自治組織から選出されている地域クリーン推進員を中心に多くの市民の皆様が自主的、積極的に取り組んでいただいている地域の清掃活動や、実行委員会方式による環境フェア、大学や企業等の協力によるエコラボフェスタ、さらに補助事業である環境協働事業などがあります。

今後もこのような様々な活動を通して、市と市民・環境活動団体・事業者において望ましい環境像を共有し、環境問題を考え、活動の輪を広げ、協働による環境事業を推進できるよう取り組みます。

【施策】

(1) 地域や団体が連携した環境事業の推進

(1) 地域や団体が連携した環境事業の推進

環境に関する持続可能な事業活動や生活環境を保全していくためには、多様な価値観を理解するとともに、事業や活動の実施目的において共通認識を持ち、市民・環境活動団体・事業者・市のパートナーシップが構築される中で環境活動や環境事業を実践していくことが求められています。

このことから、市民、事業者に対する環境配慮への意識を高め、市民・環境活動団体・事業者・市が連携、協働した取組を推進していきます。

《現状と課題》

- ・市では環境活動団体との間で環境協働事業を行っています。
- ・市全体でより良い環境を創造、保全していくためには、市民・環境活動団体・事業者・市がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとする事でより大きな効果が期待されます。

《施策の展開》

【市】

○環境協働事業の推進

環境活動団体等が実施する環境協働事業の経費を助成することで、環境活動団体の育成・活性化等に努め、協働による環境事業の推進を図ります。

○大学や企業と連携した環境学習事業

企業や大学、環境活動団体などと連携した環境学習事業を充実することにより、子どもから大人までが環境問題に関心を持ち、正しく理解し行動できるよう、環境について学べる機会をつくります。

○地域環境美化自主活動の推奨及び支援

市民の環境美化意識の高揚及びまちの美化を推進することを目的とし、自治組織等が公道及び公園等において自主的に行うごみ回収活動を推奨するとともに、必要な物資の提供等、その活動の支援に努めます。

《私たちにできること》

【市民】

- ・環境に対する啓発、団体活動に積極的に参加しましょう。
- ・市の環境情報等の資料作成に協力しましょう。
- ・地域の美化活動に積極的に参加しましょう。

《事業者が取り組むこと》

【事業者】

- ・市や環境活動団体等が行う環境学習事業に協力しましょう。
- ・従業員や取引先などに環境配慮活動の実施を積極的に勧めましょう。
- ・市民・環境活動団体・市と連携して環境保全活動を実施しましょう。
- ・市や市民との交流の場や、環境協働事業に参加しましょう。

【行動指標】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
環境協働事業を実施した環境活動団体数	団体	3	5	環境課
大学や企業と連携した環境学習事業	実施状況	実施	実施	環境課
地域環境美化自主活動延べ参加者数	人	4,901	6,568	環境課

1-3 環境情報の提供

環境保全事業を実践するためには、私たちの日常生活や事業活動が環境にどのような影響を与えているか、また、環境が今どのような状態なのか、さらにこのままではいくなってしまうのかを理解し、環境を考えたライフスタイルに転換していくことが必要です。

そのためには、環境に関わる幅広い情報を提供していく必要があるため、市報やホームページ、環境年次報告書、啓発チラシ等を活用し、市民に分かりやすい方法で環境に関する正しい情報を提供します。

また、安全で快適な生活環境の保全のためには、大気や水質、騒音・悪臭などによる環境の悪化を防止する必要があるため、環境調査により状況を監視し、日常生活において望ましい基準である環境基準の達成に努めます。

【施策】

- (1) 分かりやすい環境情報の提供
- (2) 環境調査の充実

(1) 分かりやすい環境情報の提供

市では、市報やホームページ、環境年次報告書、啓発チラシのほか、「環境学習館えこらぼ」においても環境学習講座の実施や環境情報の発信を行っています。市民アンケート調査では、環境問題についての情報や知識の入手先として、「市などが発行する広報やパンフレット」が43.0%となっています。今後も分かりやすい説明等により、市民が情報を活用しやすいように充実を図ります。

《現状と課題》

- ・市では環境情報を市報やホームページに掲載するほか、啓発チラシや市内の環境情報をまとめた環境年次報告書を作成し、環境情報の提供に努めています。
- ・より良い環境を創造・保全していくためには、環境保全に関する正しい情報を各主体が共有し、それぞれの日常生活や事業活動において、その情報を環境保全のための行動に活かしていくことが重要です。
- ・市、環境活動団体及び事業者は、普段の事業活動における専門性を活かして、環境情報の発信者として広く市民に環境情報を提供し、市民が環境保全行動に取り組みやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

《施策の展開》

【市】

○環境年次報告書の作成

市における環境行政の取組や、環境保全の状況等を取りまとめた環境年次報告書を作成し、環境情報の公表を行います。

○市報等を活用した環境情報発信の充実

市の取組や環境情報など、市報やホームページ等を活用して市民に分かりやすい表現で積極的な発信に努めます。

○環境基本計画の周知

環境基本計画の内容について市報やホームページで周知するほか、さらに子どもにも分かりやすい概要版等の作成を行います。

《私たちにできること》

【市民】

- ・環境情報を積極的に収集し、日常生活に活かしましょう。
- ・自らホームページや SNS 等で環境情報を発信しましょう。

《事業者が取り組むこと》

【事業者】

- ・環境情報を積極的に収集し、事業活動に活かしましょう。
- ・事業活動の中で環境配慮活動の周知、普及に努めましょう。

【行動指標】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
環境年次報告書の発行・市ホームページへの公表	実施状況	実施	実施	環境課

(2) 環境調査の充実

市では、地域環境の状況把握のため、毎年、大気や水質、騒音・振動等の調査を実施し、環境年次報告書などで公表しています。調査の結果は概ね良好ではあるものの、今後も継続して環境調査を実施し、環境状況の把握に努めるとともに、環境基準の達成に努めます。

《現状と課題》

- ・市では毎年環境調査を実施し、その結果を環境年次報告書として公開しています。
- ・市で実施している環境調査は、河川水質・大気汚染・騒音／振動／交通量測定、ダイオキシン類濃度測定、自動車交通騒音測定面的評価です。
- ・埼玉県が実施している光化学スモッグの測定結果を受けて、基準を超えた場合は市民に対して注意喚起を行っています。

《施策の展開》

【市】

○各種環境調査の実施

河川水質、大気汚染、騒音・振動の調査を毎年実施し、経年変化について把握します。また、新たな環境課題について、適宜、調査対象に加えるなど調査の充実に努めます。

○環境調査結果の周知・活用

環境調査結果の周知は、市民が身の回りの環境を把握できるとともに、さらに環境に関心を持ち、学習意欲や環境改善のための行動についても期待できるため、積極的な周知に努めます。また、環境調査結果を環境学習講座等で活用するよう努めます。

○PM2.5の調査

埼玉県が測定する光化学スモッグに係る注意喚起を継続するとともに、市内におけるPM2.5の測定を実施します。

《私たちにできること》

【市民】

- ・本市の環境状況を住民同士で共有しましょう。
- ・環境年次報告書等で本市の状況を知りましょう。

《事業者が取り組むこと》

【事業者】

- ・環境関係法令を遵守して事業を行いましょう。
- ・自社調査の結果を積極的に公表しましょう。
- ・市民・環境活動団体と共に市内でできる環境調査などを検討しましょう。

【行動指標】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
環境調査の実施	実施状況	実施	実施	環境課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2-1 温室効果ガス削減の推進

地球環境問題は、人類共通の生存基盤に関わる最も重要な課題の一つであり、年々その課題は大きくなってきています。私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、資源やエネルギーを上手に使いながら、日常生活や社会経済活動を見直していかなければなりません。

そこで、地球市民として、市民・環境活動団体・事業者・市が協働して、省エネルギー・省資源化に努め、国・県などと連携して広域的に再生可能エネルギーの普及・拡大や温室効果ガスの排出量削減の取組等、地球環境に優しい脱炭素社会の構築を進めます。

【施策】

(1) 地球温暖化防止活動の推進

(1) 地球温暖化防止活動の推進

私たちの生活は、電気などのエネルギーや灯油、ガソリンなどの化石燃料によって支えられています。一方、そのエネルギーの生産過程や燃料の使用などによって排出される二酸化炭素などの影響によって地球温暖化が進行しています。

これを防止するためには、市民・事業者・市が足元から行動を見直し、脱炭素・循環型の社会の構築を目指すべく、地球温暖化防止活動を推進します。

《現状と課題》

- ・公共施設において、緑のカーテンの設置や屋上等の緑化など、植物による冷房効果を利用した省エネルギー対策を推進していますが、それを広く市民、事業者にも広げていくことが必要です。
- ・電気自動車や電動スクーターなど、環境に配慮した車両の導入を進めています。引き続き、公用車の更新の際は、電動車の導入に努め、環境に配慮していきます。
- ・市民アンケート調査では、地球温暖化防止活動として、照明の消灯や、ごみの分別の徹底、マイバツクの使用など、多くの市民が地球温暖化対策の行動をしている一方で、生活の利便性が下がる、効果に疑問があるという意見もあり、地球温暖化対策の周知が必要です。
- ・市民アンケート調査では、地球温暖化防止活動の啓発について、重要度は 66.2%と高いものの、満足度は 9.0%と非常に低くなっています。
- ・地産地消の取組は、安全・安心な農産物を提供するほかに、地域農業の活性化や、農産物の輸送距離が短縮され、輸送に伴う化石燃料の消費量軽減による温室効果ガス排出量の削減につながるため、その推進が求められています。

《施策の展開》

【市】

○地球温暖化防止活動の啓発

環境にやさしい暮らしは節約にもつながります。市民・事業者にもエネルギーの大切さを知ってもらい、日々の生活の中でできることから温暖化対策や省エネルギーに取り組んでもらうよう啓発に努めます。

○緑のカーテンの普及啓発

夏場の冷房利用の抑制を行うため、環境活動団体と連携して市民に緑のカーテンを普及することで、植物による冷房効果を利用した省エネルギー対策を推進します。

○公共施設等の二酸化炭素排出量抑制

公用車の次世代自動車化、省エネ機器・再生可能エネルギーの導入、空調温度の適正管理、昼休みの消灯や午後 6 時消灯などを推進し、公共施設の電気使用量の抑制に努めます。

○公共施設における省エネ設備の利用促進

引き続き、公共施設の建替えや改修、設備の入替え等にあたっては、省エネルギー設備の導入を図るよう努めます。

○公用車の次世代自動車導入

次世代自動車の導入に努め、環境に配慮していきます。また、各公共施設に対して公用車用の充電設備導入について努めます。

○地産地消や旬産旬消の推進

環境にやさしい取組である地産地消や旬産旬消を進めるため、地場産品の学校給食への活用や地元農産品の直売を実施するとともに、旬のものを食することのメリットを広く周知します。

《私たちにできること》

【 市民 】

- ・ COOL CHOICE を実行しましょう。
- ・ ゼロカーボンアクションに取り組みましょう。
- ・ 地球温暖化について積極的に学びましょう。
- ・ 住宅の省エネ化や、電気を節約する省エネ行動を心掛けましょう。
- ・ 地産地消や旬のものを食す旬産旬消に努めましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・ 事業者として、COOL CHOICE を実行しましょう。
- ・ 事業所単位でゼロカーボンアクションに取り組みましょう。
- ・ 地球温暖化について積極的に学び、情報発信も心掛けましょう。
- ・ 省エネを考慮した設備を導入しましょう。
- ・ 節電、クールビズ・ウォームビズに努めましょう。
- ・ 事業所の敷地内など、身近なところから緑を増やしましょう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
公共施設における屋外緑化、緑のカーテン等の設置施設数	施設	14	30	環境課
公共施設等の二酸化炭素排出量	t-CO ₂	32,159	24,281	環境課
公用車の次世代自動車導入率	%	17.6	50.0	資産管理課
学校給食における県内産食材の種類の割合	%	15.6	20.0	学校給食課

2-2 再生可能エネルギーの導入拡大

地球温暖化を防止するため、脱炭素・循環型社会を目指すうえで再生可能エネルギーの導入は必要不可欠です。化石燃料によるエネルギー生産に代わり、再生可能エネルギーの導入を拡大することで地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制に繋がります。

【施策】

(1) 再生可能エネルギーの導入・利用推進

(1) 再生可能エネルギーの導入・利用推進

地球温暖化防止のためには、再生可能エネルギーの導入は必要不可欠となります。太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギー生産によって、地球温暖化の原因と言われている二酸化炭素の排出量を抑えることができます。

これらのことを、啓発活動を通して広く周知し、積極的に再生可能エネルギーの導入、利用を促進します。

《現状と課題》

- ・本市から排出される温室効果ガスの約 3 割が家庭部門からの排出です。住宅への再生可能エネルギーの導入・普及を促進することで温室効果ガスの削減を図ります。
- ・ふじみ野市・三芳町環境センターでは、ごみを焼却した熱を利用して施設で使用する電気を賄うとともに、余った電気は売却し、さらに余熱利用施設エコパへの温水供給も行っています。
- ・再生可能エネルギーの利用状況などを公表するなど、再生可能エネルギーの利用を身近に感じられるよう情報発信、啓発に努める必要があります。

《施策の展開》

【市】

○エネルギー創生型食品廃棄物リサイクル施設の利用

学校給食の調理や残渣として発生する食品廃棄物の処分を、食品廃棄物バイオガス化（メタン発酵処理）施設で行うことで、ごみの焼却量を削減するとともに、再生可能エネルギー（電力）の製造及び処理過程で発生する廃プラ、汚泥などセメント工場での原料や熱エネルギー代替としての再資源化に寄与し、地球温暖化防止に貢献します。

○公共施設における再生可能エネルギーの利用促進

公共施設の建替えや、改修等にあたっては、太陽光やバイオマス等を利用した再生可能エネルギーの導入を図るよう努めます。

○再生可能エネルギーの導入促進

住宅への再生可能エネルギーの導入を支援することで、普及を促進します。

《私たちにできること》

【 市民 】

- ・再生可能エネルギーに関する知識の向上に努めましょう。
- ・再生可能エネルギー機器の導入について検討しましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・再生可能エネルギー等に関する情報を収集しましょう。
- ・フロン排出など、機器類の点検、修理及び機器整備に努めましょう。
- ・太陽光パネルなど再生可能エネルギー機器を導入しましょう。

【 行動指標 】

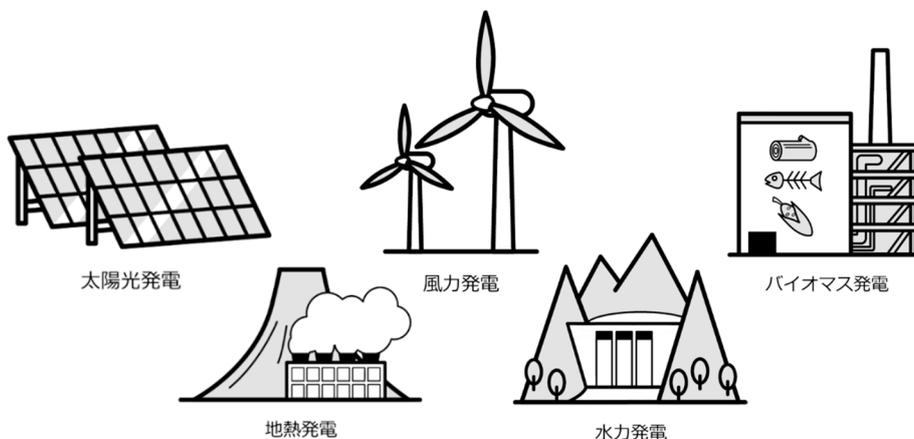
指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
再生可能エネルギーの利用状況等の 情報発信	実施 状況	未実施	実施	環境課
公共施設における太陽光パネルの設 置	kW	55.48	110	環境課

コラム

■再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスなどのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、「再生可能エネルギー」と言われています。

再生可能エネルギーは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。





3-1 環境負荷の少ないまちづくり

これまで大量生産・大量消費・大量廃棄により自然環境に負荷を与えてきましたが、今後良好な環境を保つためには、ゼロエミッションを基調とした資源やエネルギーの有効利用を進め、環境負荷を低減する必要があります。そして、他地域への影響と、依存の少ないまちづくりに取り組むことが求められています。

【施策】

- (1) 環境に配慮した交通体系整備の推進
- (2) リサイクル（3R 運動）の推進

(1) 環境に配慮した交通体系整備の推進

広域的な交通需要や本市の特性を踏まえて、総合的な交通体系を検討することで、自動車公害の防止を図ります。自動車の利用を控えて、公共交通機関や自転車・徒歩の利用を重視する視点をまちづくりに取り入れ、また、自動車を利用する際にはアイドリングストップやエコドライブを心掛けることで環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

《現状と課題》

- ・本市における持続可能な公共交通ネットワークの維持・存続のために、民間路線バスと相互に補完する役割で、平成 28（2016）年度から「市内循環ワゴン」を運行しています。
- ・市内循環ワゴンの運行は、CO₂ 削減にも寄与するため、持続可能な運用を進める必要があります。

《施策の展開》

【市】

○市内循環ワゴンの運行

市内循環ワゴンを安全・安心に運行します。

《私たちにできること》

【 市民 】

- ・移動する際は公共交通機関を利用しましょう。
- ・近距離の移動は自転車を使いましょう。
- ・自動車の運転はアイドリングストップを行い、エコドライブを実行しましょう。
- ・車の購入時にはエコカーを選びましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・通勤は、公共交通機関の利用や、自転車、徒歩などでするよう積極的に促しましょう。
- ・社用車はエコカーを選び、エコドライブを心掛けましょう。
- ・近距離の移動は自転車を使いましょう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
市内循環ワゴン乗客数	人	70,032	85,900	都市計画課

(2) リサイクル（3R 運動）の推進

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）による 3R 運動をはじめとし、ごみの最終処分量の削減のため、粗大ごみ等の分別回収による再資源化、分別収集の徹底、事業系ごみの減量化などを推進します。

家具や自転車等のリサイクルに取り組むほか、環境センター見学会を通じた市民への啓発、地域の団体やグループを対象とした学習会の実施などにより、ごみの減量とリサイクル意識の向上に努めます。

《現状と課題》

- ・リサイクル率（ごみの中のうち、資源化した割合）は約 30%（灰を含む）で推移し、県内上位をキープしています。今後もごみの分別について啓発し、リサイクル率を向上していく取組が必要です。
- ・もやすごみの中には、まだ資源化できる「紙・布類」や「プラスチック・ゴム類」が多く含まれています。また、本来「資源物」として分別する必要がある OA 紙やチラシ、お菓子の箱、シュレッダー紙等も多く混入しています。
- ・小・中学生アンケート調査では、環境問題を学習するならどのようなテーマにしたいかについて、「リサイクルについて」と回答したのが小学生で 36.8%、中学生で 31.6%となっており、非常に関心が高い状況です。
- ・ペットボトルなどの容器包装から家庭用品など、便利な一方で、ポイ捨てなど不適切に処分されたプラスチックごみが河川を通じて大量に海に流れ出て、海洋プラスチック問題となっています。今後、海洋プラスチックごみを減らすことなど、周知・啓発する取組が必要です。

《施策の展開》

【市】

○リサイクル事業の推進

ごみの減量化、資源化を推進するとともに、リサイクルへの関心を高めることを目的として、木製家具等のリサイクル事業を行っています。ごみ集積所から集められた家具の中から、まだ使える物や手を加えれば使える物などはリサイクル工房において、修理・清掃を行い販売しています。さらに、自転車のリサイクル事業も実施しています。

○フリーマーケットの開催

不用品はできるだけ捨てずに、フリーマーケットやリサイクルショップ等を利用し、再使用に努めるなど、市民のリサイクル活動の意識を高めるため、定期的にフリーマーケットを開催します。

○環境学習会の実施

小中学生や自治組織などを対象に、環境センター見学会におけるごみ処理の状況の説明や、地域での出前講座等により、ごみの減量化やリサイクル等に係る環境学習会を実施します。

○集団資源回収事業報償金制度

市民の日常から排出される一般廃棄物の中で、リサイクルできる有価物を回収する団体に対し、報奨金を交付することにより、廃棄物の資源化を進めるとともに、分別意識の高揚に努めます。

○リサイクルフローの公開等

市は収集したごみがリサイクルされるまでの処理過程を公開し、なぜ、分別する必要があるかなどについて啓発を行います。

《私たちにできること》

【 市民 】

- ・できるだけ使い捨て製品ではなく詰め替え製品の使用を推進しましょう。
- ・物の使い切りや、繰り返しの利用を心掛けましょう。
- ・リサイクルされた原材料を使った製品など、環境に優しい製品を購入しましょう。
- ・フリーマーケットに参加しましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・繰り返し使用できる製品や、詰め替え製品などの製造・販売を検討しましょう。
- ・リサイクルされた原材料を使用した製品など、環境に優しい製品を購入しましょう。
- ・詰め替え製品の利用、修理等の実施による製品の長期利用及び再利用に努めましょう。
- ・紙の使用量の削減、廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用などに取り組みましょう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
リサイクル率(灰含む)	%	29.9	30.3	環境課
フリーマーケットの開催	実施 状況	未実施	未実施	環境課
集団資源回収量	t	335	456	環境課

3-2 地域からの循環型社会づくり

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムは、廃棄物発生量の増大による処理エネルギーの増加、温室効果ガス排出量の増加、最終処分場の逼迫など、様々な問題を引き起こす要因です。

【施策】

- (1) 食品ロスの削減
- (2) 廃棄物減量化や適正処理の推進

(1) 食品ロスの削減

食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」、これらの大量の食品ロスが発生することによって、ごみ処理にかかるコストや、もやすごみとして焼却することで発生するCO₂などの環境負荷が考えられます。

食品ロスを削減するため、市民・事業者などへ食品ロス削減の啓発活動に努めます。

《現状と課題》

- ・まだ食べられるのに捨てられてしまうもったいない食べ物、いわゆる「食品ロス」が日本では年間約612万トン（平成29（2017）年度推計）にも上ります。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量を上回ります。また、日本人一人当たり換算すると、お茶碗一杯分が毎日捨てられている計算となります。
- ・フードドライブの活用、1530運動の推進により食品ロスの削減に取り組んでいます。
- ・市民アンケート調査では、「食品ロス」の重要度が69.6%と、非常に重要と考えられていますが、満足度は9.8%と非常に低くなっています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、食品ロスに気を付けるようになったとの意見があり、生活スタイルの変化によって意識の変化が見られます。

《施策の展開》

【市】

○食品ロスを出さないライフスタイルの啓発

市報・ホームページ等で食品ロスを出さないライフスタイルの啓発に努めるとともに、フードドライブの活用により食品ロスの削減を図ります。

○1530運動の推進

毎月15日をエコクッキングデー、毎月30日を冷蔵庫クリーンアップデーとし、食事会では、最初の30分、お開き前の15分は席を立たずに料理を楽しむことで食品ロスの削減を目指す取組である1530運動を推進します。

《私たちにできること》

【 市民 】

- ・積極的に 1530 運動を実践しましょう。
- ・食べきれないほどの食材を買いすぎないようにしましょう。
- ・食材を無駄なく全部まるごと食べられるレシピを活用しましょう。
- ・調理の際は食べられる分だけ作るようにしましょう。
- ・外食の際は食べきれる量の注文を心掛けましょう。
- ・食べきれなかった食品については、冷凍などの傷みにくい保存方法を検討しましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・食品ロス啓発ポスターなどを掲示しましょう。
- ・飲食店などではお持ち帰りできるような容器を用意しましょう。
- ・飲食店などでは 1530 運動を推進しましょう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 9 年度)	所管課
食品ロス削減啓発ポスター等の発行	実施 状況	未実施	実施	環境課

コラム

■食品ロス

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。捨てられた食品がもやすごみとして焼却処分されると温室効果ガスが排出され、地球温暖化の原因になるなど地球環境にも悪い影響を与えます。

食品ロスを減らすためには、家で食品ロスが出ないようにするだけでなく、食料品店、飲食店でも食品ロスを意識することが大切です。

例えば、食料品店では、「奥から商品をとらず、陳列されている賞味期限の順番に買う」、「包装に多少のキズ・汚れがあっても、中身に問題がなければそのまま買う」、「賞味期限の近い値引き商品を買う」など、飲食店では、「食べきれる分量を注文し、すべて食べきる」、「食べきれなかった料理は自己責任で持ち帰る」などのちょっとした行動が食品ロス削減につながります。

食品ロスを減らそう！



(2) 廃棄物減量化や適正処理の推進

廃棄物を最小限にすることで、環境への負荷を可能な限り軽減することが求められており、市民・環境活動団体・事業者と連携し、廃棄物の発生抑制と減量化、適正処理を推進することが重要です。

また、ふじみ野市・三芳町環境センターで焼却した灰のセメント原料へのリサイクルや、もやすごみに含まれていたスプーンなどの焼却残渣などの県外施設への埋立てなど、廃棄物の処理過程や再生利用について周知・啓発を行います。

なお、不法投棄に関しては、関係機関との協力により、合同パトロールを実施するなど、地域ぐるみで不法投棄等の防止に努めます。

《現状と課題》

- ・家庭系ごみ、事業系ごみともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により施策の効果が正確に把握できない状況にあり、引き続き状況に応じた発生抑制、排出抑制策を行っていく必要があります。
- ・不適正排出によるリチウムイオン電池やスプレー缶等の混入によるごみ収集車での事故が懸念されるため排出ルール周知、徹底を行う必要があります。
- ・市の安定的なごみ処理の確保と財政負担軽減のため、引き続きふじみ野市・三芳町環境センターの適切な維持管理を行っていく必要があります。
- ・埋立て処分される不燃性残渣の量を減らすため、排出時の分別徹底やごみの発生量自体を減らす必要があります。
- ・市民アンケート調査では、63.2%の市民がごみ分別アプリを知らないと回答しており、市民向けごみ分別アプリの周知を行う必要があります。
- ・市民アンケート調査では、「ごみの分別の徹底や、ごみの減量化の推進」が重要度、満足度ともに高くなっており、ごみに関する意識の高さがうかがえます。

《施策の展開》

【市】

○分別の徹底やごみの減量化

小中学生や自治組織等を対象としたふじみ野市・三芳町環境センターの施設見学や出前講座などを充実し、分別の方法や効果等について啓発することで、ごみの減量化を進めます。

○不法投棄パトロールの強化

ごみの不法投棄問題については、啓発看板の設置や継続した不法投棄パトロールにより見回りを強化し、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。

《私たちにできること》

【 市民 】

- ・生ごみの削減、堆肥化の取組を進めましょう。
- ・ふじみ野市・三芳町環境センター見学会等に参加しましょう。
- ・不法投棄されない環境づくりに努めましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・各種リサイクル法を遵守し、適正な処理を行いましょう。
- ・排出事業者の処理責任の原則を踏まえ、廃棄物のリサイクル化を進めましょう。
- ・様々な環境学習の場に参加し、廃棄物に関する取組について情報発信しましょう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
焼却ごみ量	t/年	22,211	21,579	環境課
1人1日当たりのごみ量(家庭系)	g/人・日	591	584	環境課
不法投棄パトロールの実施	回	14	12	環境課
最終処分量	t	433	416	環境課
生ごみ処理容器販売件数	基	53	60	環境課

コラム

■ごみの減量

○ベランダ de キエーロ

ベランダ de キエーロとは、土の中にいるバクテリアの力を利用して、生ごみを分解する「生ごみ処理器」です。

黒土の中にいるバクテリアが生ごみを分解するため、特別な菌等を購入する必要がなく、また、生ごみを入れても土の量は増えませんし、正しく使えば、虫や臭いが発生しにくいといった特徴があります。

調理くずはもちろん、食べ残してしまった料理などを土の中に埋めて置いておくと、バクテリアの力で分解され、数日(夏だと2~3日、冬だと1週間程度)で消えてなくなります。



キエーロ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4-1 快適な環境のまちづくり

市内の空き地や繁茂する雑草、ごみ集積所の不適切管理により、近隣から市に不満の声が寄せられたり、タバコやごみのポイ捨て、ペットのフンの放置、廃棄物の不法投棄などもいまだに散見されています。

市では、空き地の適正管理指導、犬の飼い方・しつけ方教室、タバコのポイ捨て防止キャンペーン等を実施していますが、今後も継続してマナーやモラルの向上について啓発します。

また、地域における環境美化活動の支援や、景観を害する屋外広告物の除去などを行い、さらに、うるおいとやすらぎをもたらす都市公園等を増やすことで、景観の保全と快適な環境のまちづくりに努めます。

【施策】

- (1) 清潔で快適な憩いのあるまちづくり
- (2) 魅力あるまちなみ、景観の保全と創造
- (3) うるおいとやすらぎの場の創出

(1) 清潔で快適な憩いのあるまちづくり

市では、平成23(2011)年6月1日に「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を施行し、この条例によって、犬のフンの放置、指定区域での路上喫煙、建築物への落書き等を禁止しているほか、空き缶などをポイ捨てせず持ち帰るよう促しています。

今後も、市民・環境活動団体・事業者と連携し、ポイ捨て防止やペットの飼い方のマナー向上について啓発し、清潔で憩いのあるまちづくりを進めます。

《現状と課題》

- ・市では「地域環境美化自主活動の支援」、「ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン」、「犬の飼い方・しつけ方教室」などを実施していますが、そうした運動にもかかわらず、一部の方によるごみのポイ捨て行為や犬のフンの放置、不法投棄などが見られます。
- ・飼い主のいない猫のフン尿による被害の相談が多く寄せられていますが、一方では「かわいい」、「かわいそう」などとの思いから野良猫にエサをあげている人がいるという現状です。
- ・「公園等愛護会」、「道路サポーターズ」、「花いっぱい運動推進委員会」などと連携し、環境美化活動を推進しています。
- ・市民アンケート調査では、住んでいる地域の環境における改善すべき、取り組むべき環境課題について、「カラスなど有害鳥獣の問題」が44.2%となっており、対策が求められています。
- ・市民アンケート調査では、今の地域に今後も住み続けたいと回答した人が71.5%に対し、他地域へ移りたいと回答した人が8.9%います。

《施策の展開》

【市】

○ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーンの実施

上福岡駅東西口周辺において、喫煙者に対する路上喫煙の防止や吸殻・空き缶等のポイ捨て防止を呼びかける「ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン」を実施します。

○犬の飼い方・しつけ方教室の実施

犬の飼い方のマナーについて、市報やホームページによる啓発のほか、市窓口での啓発看板の配付等を行うとともに、近隣自治体・埼玉県獣医師会と連携し、犬の飼い方・しつけ方教室を実施します。

○飼い主のいない猫に対する TNR の推進

飼い主のいない猫による衛生的被害を防止するため、ボランティア団体や公益財団法人どうぶつ基金と連携し、市内の飼い主がいない猫に対し TNR を実施します。

○道路清掃美化活動の支援

道路上のポイ捨てごみ等を掃除するボランティア団体である道路サポーターズに対して、必要な物資等を配布し、その活動を支援します。

《私たちにできること》

【市民】

- ・地域環境美化自主活動や地域の清掃活動に参加しましょう。
- ・ペットの適正飼養に努めましょう。
- ・飼い主のいない猫への無責任なエサやりはやめましょう。
- ・ごみを出すときはルールを守りましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・ 地域環境美化自主活動や地域の清掃活動に参加しましょう。
- ・ 事業所の周辺道路などの清掃活動を実施しましょう。
- ・ ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーンなどに参加しましょう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン	実施状況	実施	実施	環境課
犬の飼い方・しつけ方教室の実施	実施状況	未実施	実施	環境課
TNR 実施頭数	頭	150	180	環境課
道路清掃美化活動団体数(道路サポーターズ)	団体	9	10	道路課

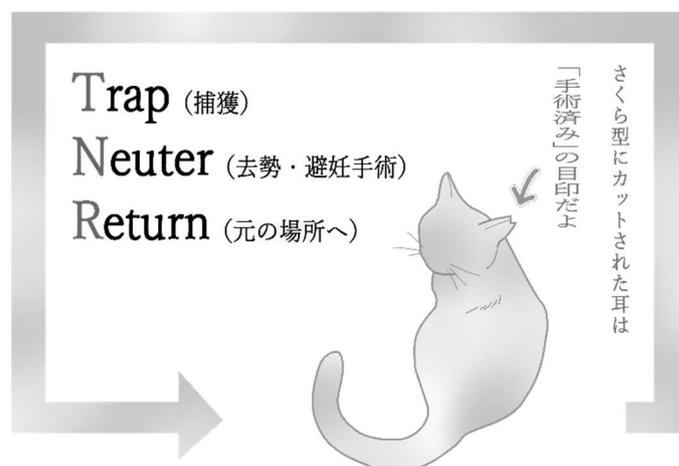
コラム

■ さくらねこ TNR

「TNR」とは、飼い主のいない猫を捕獲 (Trap) し、不妊・去勢手術 (Neuter) をして、元の居場所へ戻す (Return) 活動のことです。

「さくらねこ」とは、不妊・去勢手術実施済みである目印として耳先を桜の花びらの形にカットされた猫のことです。(基本的にオスは右耳、メスは左耳をカットします。)

市では、飼い主のいない猫の増加を防ぎ、猫によるトラブルを防ぐことを目的に、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ TNR チケット」などを活用し、TNR 活動を支援しています。



(2) 魅力あるまちなみ、景観の保全と創造

街路樹は、四季折々の姿で市民に親しまれており、美しいまちなみや景観の一部を形成しています。

一方、近年の都市化の進展に伴い、身近な自然を形成する雑木林や畑などは減少しています。

また、手入れが行き届かない空家や空き地、雑木林等も見られるので、景観の保全について理解と協力を求めます。

《現状と課題》

- ・管理が不十分な空き地や空家について、毎年、近隣から雑草等の繁茂などの苦情が多く寄せられています。
- ・街路樹の剪定について、樹木本来の景観を残した剪定が理想ですが、街路樹付近に住む方からは、落ち葉や害虫等の問題から必要以上の剪定を望む声もあります。
- ・良好なまちの景観づくりを進めるうえで、屋外広告物が景観を著しく阻害することのないようにする必要があります。
- ・市民アンケート調査では、住んでいる地域の環境における改善すべき、取り組むべき環境課題について、「まちなかの景観の悪化（屋外看板や広告）」が6.5%あります。

《施策の展開》

【市】

○空き地、空家の適正管理

空き地については「ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例」、空家については「ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、土地所有者や管理者に対して通知等により適正な維持・管理についての助言・指導を行います。

○街路樹の適正管理

街路樹の管理については、景観等に配慮し、計画的な剪定等に努めます。また、街路樹の落ち葉等の清掃については、地域や市民ボランティアとの連携、協力により進めます。

○屋外広告物に対する対応

自然と調和のとれた魅力あるまちなみを保全・形成するため、屋外広告物に対し、必要な規制を行うとともに、無秩序なはり紙、立看板などの除去を行います。

《私たちにできること》

【市民】

- ・地域の景観の保全について話し合しましょう。
- ・所有している空き地などは、雑草の除草を行い、適正管理に努めましょう。
- ・自然と街並みが調和したふじみ野市らしい景観の保全、継承に協力しましょう。
- ・良好な景観の維持のため、屋外広告物などの設置状況について、情報提供に努めましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・ 周辺の景観に配慮し、よりよい景観形成に努めましょう。
- ・ 市の景観形成に関わる施策に協力しましょう。
- ・ 広告看板などの適切な掲出と維持管理を行いましょう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
苦情があった空き地の未改善箇所数 (年度末現在)	箇所	2	0	環境課
屋外広告物除去作業回数	回	21	24	道路課

(3) うるおいとやすらぎの場の創出

公園などに代表されるオープンスペースは、うるおいやすらぎをもたらすとともに、コミュニティ活動などによるふれあいや交流の場でもあり、レクリエーションなどを通じた健康づくりの場にもなっています。

また、災害時の緊急避難場所としての機能や、避難路、防災空地など様々な機能、効果が期待されています。

このことから、市民・環境活動団体・事業者と連携、協働して、適正な維持管理に努め、うるおいとやすらぎの場を創出します。

《現状と課題》

- ・ 市内には公園や緑地などが点在しており、市民にうるおいとやすらぎをもたらしています。
- ・ 公園等の整備にあたっては、地域の景観を配慮し進めています。
- ・ 市民や地域、関係団体との連携、協働による公園、緑地の維持管理や清掃活動を推進しています。
- ・ 公園や道路、水辺周辺への植栽、緑化をさらに進めていく必要があります。
- ・ 市民アンケート調査では、環境保全に向けて行政が優先的に取り組む事項として、41.5%が「緑豊かな公園の整備、道路・河川の緑化、建物の屋上・壁面の緑化」と回答しており、対策を求められています。
- ・ 小・中学生アンケート調査では、地域の環境で進めるべき環境の取り組みについて、小学生の47.2%、中学生の40.6%が「まちなかの公園や緑を増やす」と回答しています。

《施策の展開》

【市】

○公園等愛護会の支援

各地域の公園を自主的に清掃し、地域環境美化に貢献している「公園等愛護会」の活動を支援します。

○公園等の整備

公園は子どもからお年寄りまで、幅広い年齢層が利用し、楽しむことができる場です。少子高齢化が進む中、公園を地域の憩いの場として高齢者が出かける機会づくりも期待できます。また、健康のためにウォーキングやランニングなどにいそしむ高齢者も増え、健康づくりの場であることから、利用しやすい公園等の整備を行うとともに、現状面積の維持に努めます。

○花いっぱい運動の支援

花を育むことで人と人との間に会話が生まれ、コミュニティの輪が広がることを目的に、花壇整備や植栽活動の顕彰事業を行う「花いっぱい運動推進委員会」の活動を支援します。

《私たちにできること》

【市民】

- ・公園の維持管理に参加し、「地域の公園は自分たちのもの」という意識を高めましょう。
- ・道路沿いのポケットパーク（公共花壇）の維持管理に参加して、花や緑があふれる地域づくりに努めましょう。
- ・自宅などの緑化に努め、緑あふれるまちにしましょう。
- ・公園や緑地、歩道、学校などの樹木や草花を大切にしましょう。
- ・身近な公園や緑地の保全、美化活動に参加しましょう。

《事業者が取り組むこと》

【事業者】

- ・地域の一員として、公園の除草、清掃などの維持管理に協力しましょう。
- ・事業所内に花などを植え都市の快適な空間を創造しましょう。
- ・市や市民・環境活動団体の緑化活動や美化活動を支援しましょう。

【行動指標】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
公園等の面積	万㎡	39.5	39.5	公園緑地課
公園等愛護会の数	団体	40	40	公園緑地課

4-2 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

近年の都市化の進展や気候変動の影響などから、集中豪雨による道路冠水や住宅浸水など、都市型災害の発生が懸念されております。

また、道路や各施設などにおいては、バリアフリー化や自転車や歩行者の安全対策、LED を使用し環境に配慮した道路照明灯等の整備など、関係機関と連携して安全強化を図ることが必要です。

【施策】

- (1) 安全・安心に住みあえるまちづくり
- (2) 公害の未然防止・拡大抑制

(1) 安全・安心に住みあえるまちづくり

安全・安心で、かつ環境に配慮したまちづくりを推進するため、LED を使用し環境に配慮した道路照明灯や防犯灯の整備、都市型浸水対策としての雨水貯留浸透施設設置、地域と連携した野外焼却の防止などの対策とともに、自主防災や自主防犯組織の整備により関係機関と地域が連携した安全・安心のまちづくりが必要です。

《現状と課題》

- ・地球温暖化や気候変動の影響によるゲリラ豪雨による道路冠水や住宅浸水など、都市型災害の発生が懸念されており、安全・安心な都市生活を送るためには、周辺環境の整備が必要です。
- ・野外での廃棄物の焼却、いわゆる「野焼き」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。市には、野焼きに対する苦情が寄せられており、その都度指導をしています。
- ・本市には 58 の自治組織（令和 3（2021）年度末現在）があります。会員の減少や高齢化といった課題がある中、地域の率先した活動が地域コミュニティの形成につながり、治安維持や健全なまちづくりに効果を発揮するため、継続的な地域活動を支援する必要があります。
- ・本市の交通事故は、人身事故で年間 230 件（令和元（2019）年）発生しており、交通安全教室等の取組が求められています。
- ・国の「地球温暖化対策計画」では LED 等の高効率照明を令和 12（2030）年度までにストックで 100% にする目標を掲げています。防犯や省エネを進めるうえで道路照明灯等の LED 化の推進が求められています。
- ・市民アンケート調査では、5 年前と比べて住宅地、自動車交通量、人の往来が多くなったと回答しており、より安全・安心に住めるまちづくりが必要です。

《施策の展開》

【市】

○都市型浸水被害の防止

都市型浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設等の排水施設の整備を進め、既存施設においても適切な維持管理や長寿命化修繕計画を基に修繕を行います。

○野焼きへの迅速な対応

野焼きについては、近隣の方への健康被害や洗濯物などへの被害、火災なども懸念されます。

野焼き防止についての周知啓発を図るとともに、燃やしている現場を確認するために、通報から指導まで迅速な対応に努めます。

○自治組織の地域活動の支援

市では、防災訓練や防犯パトロール、環境美化活動など自治組織の主体的な活動を尊重しながら引き続き支援に努めます。

○交通安全教室の開催

各小中学校等において、児童生徒や高齢者などの交通安全に対する意識の高揚を目指し、交通安全教室を開催します。

○LED 道路照明灯等の設置

道路照明灯や防犯灯について、長寿命、低電力量である LED 化を計画的に進めます。

《私たちにできること》

【市民】

- ・地域で行われる交通安全教室に参加しましょう。
- ・交通規則やモラルを遵守して自転車を利用しましょう。
- ・局地的な集中豪雨などへの対応として、雨水浸透柵の設置や雨水利用に努めましょう。
- ・自治組織に加入し、地域の防災・防犯活動に参加しましょう。

《事業者が取り組むこと》

【事業者】

- ・自転車のマナー向上の啓発を行いましょう。
- ・雨水の再利用や貯蓄に努めましょう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
雨水貯留浸透施設の設置数	箇所	54	55	上下水道課
野焼きの防止(改善/指導の割合)	%	100	100	環境課
事業活動を行っている自治組織の割合	%	100	100	協働推進課
交通安全教室の開催回数	回	16	16	道路課
市が管理している道路照明灯等のLED化率	%	100	100	道路課

(2) 公害の未然防止・拡大抑制

埼玉県では、常時、大気や河川及び地下水の調査を実施しており、市もその状況把握に努めていますが、大気と河川についての県の測定地点が市内にないため、市独自で毎年調査を行っています。

その結果、大気と新河岸川の水質については基準を達成しており良好な状況ですが、継続して把握に努め、公害の未然防止・拡大抑制に努めます。

また、主要幹線道路の騒音・振動・交通量についても測定していますが、場所・時間帯によっては環境基準を上回っている状況です。

《現状と課題》

- ・河川について、油等の流出事故があった場合、迅速な対応により拡大を未然に防ぐ必要があります。
- ・適正管理されていない浄化槽は、悪臭対策のほか、河川の水質改善のためにも保守点検、法定検査、清掃等の維持管理を適正に行うよう啓発する必要があります。
- ・主要幹線道路の騒音・振動・交通量について、環境基準や要請限度と比較し、特に騒音について高い傾向があるため、必要に応じて関係機関と連携し、対策を検討する必要があります。

《施策の展開》

【市】

○河川への有害物質流出事故への対応

河川への有害物質の流出事故については、埼玉県と24時間体制で連携し迅速な対応に努めます。

○浄化槽維持管理の啓発

浄化槽の維持管理の必要性について、市報・ホームページでの啓発に努めます。また、法定検査未受検の浄化槽管理者に対し、通知により助言・指導し検査を促します。

○主要幹線道路の騒音・振動・交通量調査の実施

主要幹線道路の騒音・振動・交通量について、毎年調査を継続し要請限度を超え、かつ生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者等への要請も視野に入れ、対応を検討します。

《私たちにできること》

【市民】

- ・浄化槽の保守点検、法定検査、清掃を実施し、適正管理に努めましょう。
- ・洗剤や石鹼、シャンプーは適量の使用を心掛けましょう。
- ・自動車やバイクの不正改造や空ぶかしなどは行わないようにしましょう。

《事業者が取り組むこと》

【事業者】

- ・法令に基づく特定施設については、定期的にはばい煙や水質、騒音等の測定をしましょう。
- ・各種規制基準を遵守し、さらなる環境負荷の軽減に取り組みましょう。
- ・有害物質の生産・保管・輸送等については法令遵守を徹底しましょう。
- ・物流の効率化を図り、走行距離や車両数の低減に努めましょう。
- ・夜間に営業するお店などは、騒音で近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

【行動指標】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
大気環境基準達成率 (二酸化窒素と浮遊粒子状物質)	%	100	100	環境課
河川環境基準達成率 (生物化学的酸素要求量)	%	100	100	環境課
浄化槽維持管理状況の把握	実施 状況	実施	実施	環境課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5-1 自然環境の保全・再生

本市の西部には武蔵野の雑木林や大井弁天の森、西八丁緑地、東部には権現山古墳群や斜面林、北部市境には新河岸川が流れ、それにつながる雨水幹線などの一部には湧水も見られ、生物にとって生息しやすい水辺環境を形成しています。

しかしながら、人口の増加や都市化の進展により市内の緑地は減少傾向にあり、水辺の消失や自然環境の分断など生物多様性を保つための自然も失われつつあります。

この環境を将来にわたり維持・保全していくため、緑地の所有者に理解と協力を求め、緑地の維持に努めるとともに、関係団体との協働により自然環境や生物多様性の保全への取組に努めます。

また、遺跡や歴史的文化財は自然環境と一体をなしているものもあり、市民の貴重な財産です。

こうした文化財と豊かな水と緑などの自然環境を、まちづくりの貴重な資産として一体的に保全・活用を進めていきます。

【施策】

- (1) 緑や水辺環境の保全
- (2) 生物多様性の保全
- (3) 美しい自然景観と歴史的資産の保全、調和

(1) 緑や水辺環境の保全

市内の広範囲にまとまった緑の多くは借地や私有地となっており、その維持・保存にあたっては所有者や地域の人々の理解と協力が必要です。将来にわたって良好な緑を維持していくためには、「緑の基本計画」との整合を図るとともに、「緑の基金」などを活用して緑地の確保に努めることが必要です。

一方、学校敷地や公園、ポケットパーク、事業所、民有地など、身近な場所に緑を創出するために緑地の普及啓発に取り組み、良好な都市環境づくりを進める必要があります。

また、水辺に関しては新河岸川の清掃活動やイベントなどを通し、水辺に対する親しみと美化意識の向上を図ります。また、新河岸川や砂川堀雨水幹線などの水質調査を継続して実施することにより状況の把握に努めます。雨水幹線の湧水等、本市の豊かな水環境の研究や水辺環境の保全・再生の取り組みが必要です。

こうした取組を、市民や地域、関係団体との協働により進めていきます。

《現状と課題》

- ・雑木林や緑地などは、多様な生き物が生存する場だけでなく、保水機能による防災効果や景観形成など多面的な機能を有しています。
- ・身近な雑木林や緑地などの多くは個人の所有となっており、開発や相続等の影響により減少傾向にあります。
- ・新河岸川等の水質調査を継続して実施し、環境年次報告書に取りまとめて公表しています。
- ・農地は、生産の場としてだけでなく、自然環境の保全や良好な景観形成など多面的な機能を有していますが、農業者の高齢化や後継者不足などの課題も見られます。
- ・各団体と連携し、新河岸川の清掃活動を毎年実施しています。また、イベントを通し水辺に対する親しみをもつ活動を実施しています。
- ・市民アンケート調査では、環境保全に向けて行政が優先的に取り組む事項として、51.9%が「緑、緑地の保全」と回答しています。
- ・小・中学生アンケート調査では、環境を守るために市役所が行う取組について、小学生の44.8%、中学生の44.9%が「いろいろな働きがある森を守る取り組み」と回答しており、また、小学生の53.6%、中学生の51.9%が「きれいな川や水辺を守る取り組み」と回答しています。

《施策の展開》

【市】

○骨格となる緑の保全と継承

民有地については、緑地保護地区などの指定制度を活用し、まとまった緑の保存を目指します。また、市が管理する公園緑地等は、地域や関係団体などと連携した維持管理などに努めます。

○身近な緑の保全・創出

市内の屋敷林や社寺林、雑木林など身近な緑地は減少傾向にあるため、緑地保護地区及び保存樹木等の管理に要する費用の一部を助成するとともに、緑地面積が減少しないよう土地所有者に対して協力を求めます。また、公共用地の緑化とともに民有地の緑化について啓発し、身近な緑の保全・創出に努めます。

○水質調査の実施

市内を流れる新河岸川や砂川堀雨水幹線、福岡江川雨水幹線において毎年継続して水質調査を実施し、環境年次報告書に取りまとめ公表します。

○市民農園の充実

市民農園の設置や貸出を推奨することで、農地の多面的な役割を維持するとともに遊休農地を抑制し、良好な農地の保全に努めます。

○新河岸川美化活動の推進

新河岸川の美化活動を行う団体や地元小中学校などとの協働により、川と自然を守る活動を実施します。

《私たちにできること》

【 市民 】

- ・ 自然環境の保全に取り組む団体等に協力しましょう。
- ・ 雑木林の持つ多様な恵みを理解し、下草刈りなどの保全活動に参加しましょう。
- ・ 緑にふれあう機会などに積極的に参加し、様々な多面的な機能について学びましょう。
- ・ 庭木や生垣など、身近なところから緑を増やすように努めましょう。
- ・ 花いっぱい運動など、緑化活動に参加しましょう。
- ・ ボランティアなどを通じて、自然環境の保全活動に積極的に参加するよう努めましょう。
- ・ 水辺でのマナー向上に努めましょう。
- ・ 水辺の美化活動やイベント活動に参加しましょう。
- ・ 浄化槽の維持管理を徹底しましょう。
- ・ 廃油は使い切る、または拭き取ってごみとして出すようにしましょう。
- ・ 合成洗剤などの使用は控え、環境負荷の少ない石鹼の使用に努め、台所などからの家庭排水の浄化に努めましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・ 敷地内緑化等を推進し、緑の保全に必要な管理を行いましょ。
- ・ 施設等の新たな整備や改修等を行う際には、周辺の自然の保護について充分考慮しましょう。
- ・ 環境に影響を及ぼす業務は自然環境の保全について適切な措置を講じましょう。
- ・ 河川などの調査を行うとともに、周辺の環境負荷低減に努めましょう。
- ・ 水の再利用や排水処理施設の管理を徹底し、適正な排水処理を心掛けましょう。
- ・ 環境負荷低減の重要性や対策等を理解するための社員教育を行いましょ。
- ・ 法令等の規制対象の工場・事業所では、定められた排水基準を遵守し、定期的な排水検査を実施しましょ。
- ・ 規制対象外の工場・事業所でも、作業工程の見直しや処理施設の整備等により、排水の水質改善を行いましょ。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
緑地保護地区面積	m ²	110,811	110,811	公園緑地課
市民農園利用率	%	76.7	92.2	産業振興課
新河岸川の美化活動回数	回	2	3	道路課

(2) 生物多様性の保全

生物や生態系の多様性は、自然環境の変化や外来種の侵入等により失われつつあります。このため、私たちは生活の豊かさばかりを優先するのではなく、自然との共生の視点から環境づくりに取り組んでいく必要があります。

地域の自然環境への理解や希少生物の保全とともに、在来生物や生態系に影響を与える外来生物への適切な対策を図ります。

《現状と課題》

- ・新河岸川周辺の水辺空間には、様々な水生植物や魚類などが生息しており、多様な生態系が保全されています。
- ・市では、特定外来生物であるアライグマの防除を実施しています。
- ・近年、アレチウリやオオブタクサ、ナガミヒナゲシ、オオキンケイギクなどの外来植物の繁殖が市内でも確認されており、対策を検討する必要があります。
- ・環境学習として、ビオトープやみどりの学校ファームなどを活用した自然体験を実施しています。

《施策の展開》

【市】

○身近な河川環境の保全

新河岸川の美化活動やイベント事業などを通して、地域の人々や関係団体と協働した維持管理を行うとともに、市民に親しまれる水辺の創出に努めます。また、継続的な生物調査を実施して、生物生息環境の経年変化の把握に努めます。

○アライグマ防除の実施

「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲・処分します

○特定外来種に関する周知・啓発

生態系の保全のため、特定外来種に関する情報を市報・ホームページ等で周知啓発するとともに、効果的な防除の方法を検討します。

○みどりの学校ファームの活用

小中学校全校に設置したみどりの学校ファームを活用し、児童・生徒が農業体験を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深める取組を行います。

《私たちにできること》

【 市民 】

- ・希少動植物に関心を持ち、生息・生育の実態などについての認識を深めましょう。
- ・野生動物をむやみに捕獲・採取しないように心掛けましょう。
- ・身近な動植物が生息・生育できる自然環境の保全と再生に努めましょう。
- ・植物を植える際には、日本の固有種等を植えるよう配慮しましょう。迷ったときは専門機関に相談しましょう。
- ・在来種の保護に努め、生態系を壊さないよう心掛けましょう。
- ・野生動物に餌付けをしないようにしましょう。
- ・住居などへの外来生物の侵入に注意しましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・市民・環境活動団体と協力し、希少生物の繁殖地や生育地の保全に協力しましょう。
- ・緑化において、在来の生態系に影響を与えない植物を選定するなどの配慮をしましょう。
- ・事業所などへの外来生物の侵入に注意しましょう。
- ・事業活動によって生態系が破壊されないよう努めましょう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
アライグマの捕獲数	頭	18	8	環境課
新河岸川生息生物の把握（生物調査）	実施 状況	実施	実施	環境課

コラム

■生物多様性

生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接的・間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしています。

【生態系の多様性】

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。



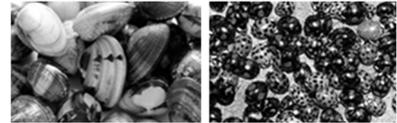
【種の多様性】

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。



【遺伝子の多様性】

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。



資料：環境省 生物多様性

コラム

■外来生物と特定外来生物

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間によって他の国・地域から入ってきた動物・植物のことを指します。

特定外来生物とは、外来生物の中でも、生態系などに被害を及ぼすものを法律で指定し、飼育・栽培・保管・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されている生物です。

○市内で確認された特定外来生物



アライグマ



アレチウリ



オオキンケイギク

○市内で確認された外来生物



ナガミヒナゲナシ



オオブタクサ

(3) 美しい自然景観と歴史的資産の保全、調和

本市の歴史的資産の中には地域の美しい自然と一体となり、地域の貴重な財産となっているものもあります。このような歴史的資産の一部は文化財として指定されるなど、地域の象徴的な位置付けとなっていますが、将来にわたって維持・保全していくためには、地域や団体などと連携した取組が必要です。

《現状と課題》

- ・市内には、自然環境と調和した文化財や天然記念物などの歴史的資産があり、維持・保全を地域や団体などと連携した取組が必要です。
- ・近年、県内外で急激にナラ枯れが広がっています。権現山史跡の森内を散策する方の安全を確保するため、樹木の緊急かつ計画的な剪定や伐採が必要です。
- ・市指定文化財は、審議のうえ、指定数も増加しています。埼玉県指定文化財は2件となっています。
- ・経済活動、開発などの活発化で、樹木（天然記念物）などへの影響や、歴史的景観を構成する緑地が減少している状況があります。
- ・市民アンケート調査では、環境保全のための行動について、3.4%が「地域の景観や歴史的文化財の保存」と回答しています。

《施策の展開》

【市】

○自然環境と歴史的資産の保全

自然環境と歴史的資産が調和した景観を整備・活用するため、地域や団体と連携・協働のもと、維持・保全していきます。

○自然や文化財の中での体験学習の実施

自然環境と文化財が共存した場において、地理や地形探索、植物観察会など体験を通じた学習を行います。



権現山 (県指定史跡)

《私たちにできること》

【 市民 】

- ・ 歴史的資産、文化財等の保存に協力しましょう。
- ・ 地域の自然環境や歴史、文化財に親しみを持ち、関係する講演会や学習会等に参加しましょう。

《事業者が取り組むこと》

【 事業者 】

- ・ 開発や工事を実施する場合は、文化財の存在についての事前調査を行い、適切な保存に努めましょう。
- ・ 自然環境や歴史、文化財に関する講演会や学習会等に参加し、これらの資産の価値観を各主体と共有するように努めましょう。

【 行動指標 】

指標	単位	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	所管課
自然環境と調和した歴史、文化財に関する講座回数	回	2	2	社会教育課・ 公民館・歴史 民俗資料館他



地蔵院のしだれ桜（市指定天然記念物）

第6章 計画の推進・進行管理

本市の環境基本計画や地球温暖化対策実行計画を具現化していくために、ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議のもとで庁内の合意形成を図るとともに、ふじみ野市環境審議会などからの意見を受け、本計画の環境保全に関する施策や取組について、市民・環境活動団体・事業者・市が連携と協働により推進します。また、適正な進行管理を行うとともに、課題解決のための具体的な施策の検討や関連計画との調整、財源の確保等を図ります。

そこで、計画の実効性を高めるために、以下のような推進体制と進行管理の仕組みにより計画を実行します。

第1節 計画の推進

(1) ふじみ野市環境審議会

「ふじみ野市環境審議会」は、ふじみ野市環境基本条例に基づき設置した本市の環境状況を把握し、施策への提言を行う組織です。環境基本計画等の見直し、変更などにあたっては必要に応じ意見を求め、また、計画の進捗状況を「環境年次報告書」などにより公表し、意見をいただくなど外部評価の視点から推進を図ります。

(2) ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議

ふじみ野市の環境保全への対策等を総合的、計画的に実施するため、全庁的な推進体制として「ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議」を設置しています。この会議は、庁内関係各課による情報交換や相互理解を深め、役割分担についての合意形成に努めるとともに、施策の進行管理に関し内部評価の視点から推進を図ります。

(3) 関係機関及び関係団体などとの連携

市とともに、市民・環境活動団体・事業者等は計画推進の主たる担い手であることから、それぞれの役割を認識し、協働しながら継続的に取り組んでいきます。市は、計画の周知徹底やそれらによる身近な地域での自主的な環境保全活動の支援を行うとともに、各主体間のネットワークの整備を図る等、計画推進に参加・協働することのできる仕組みづくりに努めます。

(4) 広域的な連携

環境保全、環境施策の推進を図るため、広域的な視点に基づいて、近隣自治体や国・県等と連携を図り広域的な環境問題への取組を進めます。

第2節 計画の評価

計画を推進するために、最終年度における全体的な評価だけでなく、年度ごとに具体的な事業の実施状況を確認し、課題を整理していきます。

各課は、年度ごとに環境に関する事業の実施状況を取りまとめ、環境課に報告します。環境課は、各課からの報告や事業評価を「ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議」で確認、協議し、次年度の課題などを明確にするとともに「ふじみ野市環境審議会」に報告します。

また、全体的な取組については、アンケート調査などの評価を検討し、目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し・改善を必要に応じて行います。

本計画の最終年度である令和9（2027）年度に最終評価を行い、設定した目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出すなど、次期計画づくりに活かしていきます。

第3節 計画の進行管理

環境基本計画や地球温暖化対策実行計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、国・県などの関係行政機関、近隣自治体との連携を強化するだけでなく、市民・環境活動団体・事業者の主体的な参加と実践が必要です。

また、計画どおりに実施できたかなどを点検し、改善策を講じるなど適宜見直しを行う PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルによる継続的な推進を図ります。

・施策の具体化（Plan）

必要に応じて施策の年度毎の具体的な事業計画を立案し、年度目標を設定します。調整が必要な場合は、調整会議（ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議など）を開催し関係機関（関係各課など）との調整を行います。

・実施（Do）

市民・環境活動団体・事業者・市は計画の施策や事業計画を実施します。

・結果確認・評価、課題抽出（Check）

市（関係各課）、市民（団体含む）及び事業者は、年度末に事業実施の結果を評価して課題を抽出し、事務局に報告します。事務局は各課からの報告をまとめふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議において調査、協議するとともに「ふじみ野市環境審議会」に報告します。

・取り組みの見直し（Action）

市（関係各課）、市民（団体含む）及び事業者は、ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議やふじみ野市環境審議会より出された課題等を次年度の事業や次期計画に反映します。